

第2期奈半利町 地域福祉計画 地域福祉活動計画

～子どもから高齢者まで、だれもが健やかで安心して暮らせるまちづくり～



平成30年3月

奈半利町

奈半利町社会福祉協議会

は じ め に

私たちのまち奈半利町においても、少子高齢社会の進行と人口の減少問題、核家族化や生活様式の多様化などにより、身近な地域における住民同士の接する機会も少なくなっており、地域の相互扶助機能が低下してきています。

このような社会情勢の変化に対応し、誰もが安心して暮らせる地域社会を築くためには、これまでの公的サービスだけでなく地域住民が互いに助け合い、支え合い、様々な生活課題に取り組んでいくことがますます重要になってきております。



こうした状況を踏まえ、さらなる地域福祉の推進を図るため、奈半利町では、このたび、平成30年度から平成34年度までの5年間に取り組むべき施策を定めた「第2期奈半利町地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、「第5次奈半利町総合計画」を上位計画とする計画であり、「子どもから高齢者まで、だれもが健やかで安心して暮らせるまちづくり」を本計画の基本理念として掲げました。今後ますます多様化する福祉ニーズに対応していくため、行政と社会福祉協議会が一層の努力をしていくことは勿論のことですが、本計画を奈半利町の地域福祉の指針として、町民の皆様、地域の関係機関、社会福祉協議会、行政が連携を強化し、互いに助け合い、支え合いのできる地域づくりを推進してまいります。

町民の皆様には、本計画の趣旨、理念をご理解いただき、思いやりと共助の精神により、協働のまちづくりにご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり熱心にご協議いただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました多くの皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

奈半利町長 齊藤 一孝

はじめに

少子化・高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化等の影響により個人が抱える複合的な生活課題や問題は、ますます増大・多様化しています。

このような社会背景がある中、この度策定しました第2期奈半利町地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成30年度～平成34年度）は、町民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住民の皆さんや地域の関係機関、行政、社会福祉協議会等が連携・協働し、地域において支援が必要な人の日常生活を支えるための体制づくり“地域共生社会”を実現するための指針となるものです。



計画の策定にあたっては、第1期計画（平成25年度～平成29年度）の進捗状況や成果を精査・検証し、また、住民アンケート等を実施・検討するなかで、基本理念を「子供から高齢者まで、誰もが健やかで安心して暮らせるまちづくり」と定め、ともに支え合う福祉社会を目指すこととしております。

この計画の目標である「地域共生社会」を実現するためには、町民の皆さんをはじめ、関係の皆さんが力を合わせて取り組んでいくことが大切ですので、多くの皆さんに、本計画の趣旨や理念をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

そして、誰もが「奈半利で暮らしてよかった」と思える地域づくりを、皆さんと一緒に取り組んでいきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提言をいただいた「奈半利町地域福祉計画・活動計画策定委員会」の委員の皆さんをはじめ、ご協力をいただきました関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

奈半利町社会福祉協議会
会長 中島 二男

—目 次—

第1編 地域福祉計画

第1章 地域福祉計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定方法	4

第2章 本町の現状と課題

1. 人口の状況	5
(1) 人口の推移	5
(2) 人口の推計	6
(3) ひとり親世帯の推移.....	7
2. 子どもの数の動向.....	8
(1) 出生数、出生率の動向.....	8
(2) 園児、児童、生徒数の推移.....	9
3. 高齢者の現状.....	10
(1) 高齢者数、高齢者世帯数の推移	10
(2) 要介護（要支援）認定者数の推移.....	11
4. 障害のある人の現状.....	12
(1) 身体障害者手帳所持者の状況	12
(2) 療育手帳所持者の状況	12
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	12
5. 地域福祉資源の状況.....	13
★あったかふれあいセンター事業	15
6. 第1期地域福祉計画の振り返り.....	18
(1) 基本目標1	18
(2) 基本目標2	22
(3) 基本目標3	32

第3章 地域福祉計画の取り組み

1. 基本理念	38
2. 計画の基本目標	38
3. 計画推進のための基本的な視点（自助・共助・公助）	40
4. 施策（取り組み）の体系図.....	41

第4章 施策の展開（具体的な取り組み）

基本目標 1.支え合い、助け合えるまちづくり	43
基本目標 2.安心・安全なまちづくり	45
基本目標 3.笑顔で元気に暮らせるまちづくり	47

第5章 計画の進行管理

1. 地域福祉の推進・調整	48
2. 計画の評価・検証	48
3. 国・県との連携	48

第2編 地域福祉活動計画

第1章 地域福祉活動計画策定にあたって

1. 活動計画策定の背景と趣旨	49
2. 活動計画の位置づけ	49
3. 計画期間	50
4. 計画の策定方法	50

第2章 施策の展開（具体的な取り組み）

基本目標 1.支え合い、助け合えるまちづくり	51
基本目標 2.安心・安全なまちづくり	54
基本目標 3.笑顔で元気に暮らせるまちづくり	56

第1期計画振り返り

地域福祉計画の振り返り	58
地域福祉活動計画の振り返り	59

資料編

1. 奈半利町地域福祉計画・活動計画策定委員会設置要綱	61
2. 策定経過	63
3. 奈半利町地域福祉計画・活動計画策定委員会名簿	65

第1編 地域福祉計画



あったかふれあいセンターでの絵本の読み聞かせ

第1章 地域福祉計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

住み慣れた地域で、安全・安心に暮らしていけることが、住民の願いです。

現代社会は、少子・高齢化の急速な進展、核家族化などにより、家庭や地域でのつながりが希薄化するなど地域社会が変わりつつあります。このような状況の中、人々が互いに手を携え、生活の拠点である地域でともに助け合いながら安心した生活を送るためには、地域社会を基盤とした地域福祉の推進が求められます。

地域福祉を推進していく基本は、行政や社会福祉協議会などの公共機関による公助としての様々な公的サービスが中心になりますが、地域において住民が協働して支え合っていく共助もまた必要です。

地域でともに生活している住民が、あらためて「地域の支え合い」の重要性を認識し、地域において社会的排除や、貧困、心身の不安、社会的孤立や孤独、虐待など実際に抱えている様々な問題を「他人事」とせず、自分たちの問題として捉え、これらの問題が深刻化しないよう、地域を住民全体で支えていくという役割を担うことが大切です。

奈半利町における、平成27年国勢調査での高齢化率は、42.9%となっています。現在の人口構成の推移や人口推計から、今後も急激に高齢化が進むことが予想されます。また、さらに少子化や核家族化なども相まって、家庭や地域でのつながりの変化など、一人暮らし高齢者や寝たきり高齢者、障害のある人、子育て家庭などを取り巻く環境も一層厳しい状況になってきます。以上のような背景を受け、新たな仕組みや対策が必要になってきています。

このようなことから、奈半利町では、総合計画における保健福祉関連分野の各計画を相互につなぐ役割を果たす分野別計画として、また、住民が地域でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動等をより一層推進するため、地域福祉計画を策定することとします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本町の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

また、本計画は、「人いきいき地域輝く美しい町なはり」をキャッチフレーズに掲げた「第5次奈半利町総合計画」（平成23年度～平成32年度）を上位計画とする計画であり、総合計画に定めた保健福祉関連分野の各計画と整合性を図り、地域福祉の分野に関する関連施策を具体化し、基本方針と施策展開の方向性を明確にするものです。

《社会福祉法の抜粋》

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

地域福祉計画とその他の計画の関連図

第 5 次 奈 半 利 町 総 合 計 画

(平成 23 年度から平成 32 年度)



高
知
県
地
域
福
祉
支
援
計
画

第 2 期 奈 半 利 町 地 域 福 祉 計 画 ・ 地 域 福 祉 活 動 計 画
(平成 30 年度から平成 34 年度)

【基本理念】

～子どもから高齢者まで、だれもが
健やかで安心して暮らせるまちづくり～

地域福祉を推進するうえでの共通の理念



障
害
者
計
画
・
障
害
福
祉
計
画

高
齢
者
保
健
福
祉
計
画

介
護
保
険
事
業
計
画

(中芸広域連合で策定)

次
世
代
育
成
支
援
行
動
計
画

特
定
健
康
診
査
等
実
施
計
画

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とし、今後、社会情勢などの変化や、計画の進捗状況等に対応して見直しを検討するものとします。

4. 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、奈半利町と奈半利町社会福祉協議会が連携、協働して事務局を運営し、協議を重ねてきました。

町民のニーズを把握するため、地域福祉に関するアンケート調査を行い、福祉団体、各学校、あったかふれあいセンター利用者や子育て世代などの意見を集約し、参考にしました。

また、町内の各種団体の代表者などの積極的な参加を得て、「奈半利町地域福祉計画・活動計画策定委員会」を設置し、住民代表の意見を広く反映させながら計画策定を行いました。

第2章 本町の現状と課題

1. 人口の状況

(1) 人口の推移

本町の人口は、平成27年10月の国勢調査結果によると、総人口3,326人となっており、昭和60年以降年々減少傾向で推移しています。年齢構成比で見ると、0歳～14歳までの年少人口比は、18.8%から9.3%に減少し、また、15歳～64歳までの生産年齢人口比も、62.2%から47.7%に減少しています。その一方で、65歳以上の高齢者人口比は、19.0%から42.9%に増加し、平成27年で総人口の4割以上を占め、少子高齢化が年々進行しています。

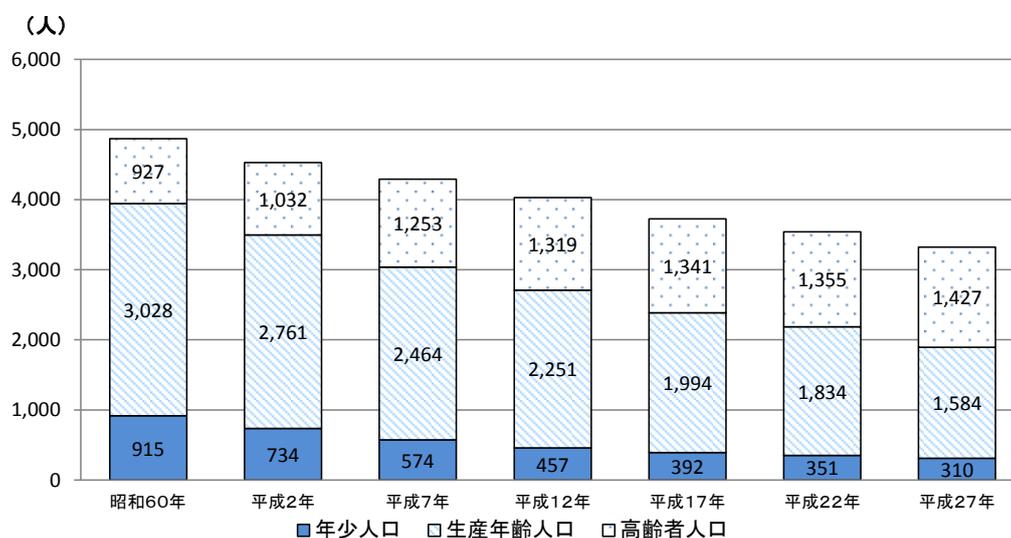
人口の推移

単位：人

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	4,870	4,527	4,291	4,027	3,727	3,542	3,326

年少人口 (0歳～14歳)	915	734	574	457	392	351	310
構成比	18.8%	16.2%	13.4%	11.3%	10.5%	9.9%	9.3%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	3,028	2,761	2,464	2,251	1,994	1,834	1,584
構成比	62.2%	61.0%	57.4%	55.9%	53.5%	51.8%	47.7%
高齢者人口 (65歳以上)	927	1,032	1,253	1,319	1,341	1,355	1,427
構成比	19.0%	22.8%	29.2%	32.8%	36.0%	38.3%	42.9%

資料 国勢調査



(2) 人口の推計

将来人口推計の一般的な方法として用いられるコーホート要因法により、平成37年までの人口を推計すると、757人にまで減少する見込みです。

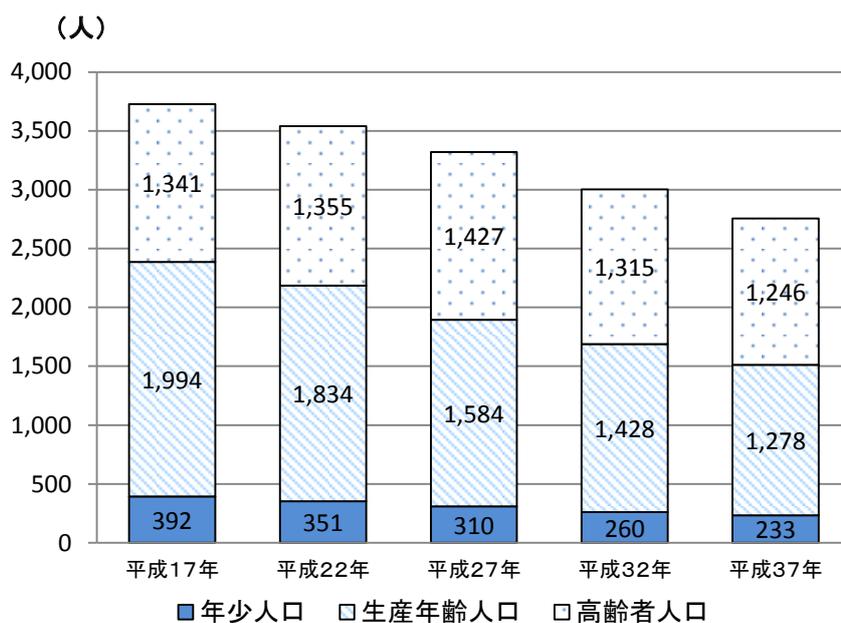
年齢構成比で見ると、65歳以上の高齢者人口比は、36.0%から45.2%に増加する見込みですが、0歳～14歳までの年少人口比は、10.5%から8.5%に減少し、また、15歳～64歳までの生産年齢人口比も、53.5%から46.4%に減少するものと予測されます。

人口の推移（推計値）

単位：人

	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総人口	3,727	3,542	3,326	3,003	2,757

年少人口 (0歳～14歳)	392	351	310	260	233
構成比	10.5%	9.9%	9.3%	8.7%	8.5%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	1,994	1,834	1,584	1,428	1,278
構成比	53.5%	51.8%	47.7%	47.6%	46.4%
高齢者人口 (65歳以上)	1,341	1,355	1,427	1,315	1,246
構成比	36.0%	38.3%	43.0%	43.8%	45.2%



(3) ひとり親世帯の推移

本町における平成29年4月1日現在のひとり親世帯数は59世帯で、総世帯数の3.4%を占めています。また、平成20年から平成24年までは増加傾向にありましたが、平成26年以降はほぼ横ばいとなっています。

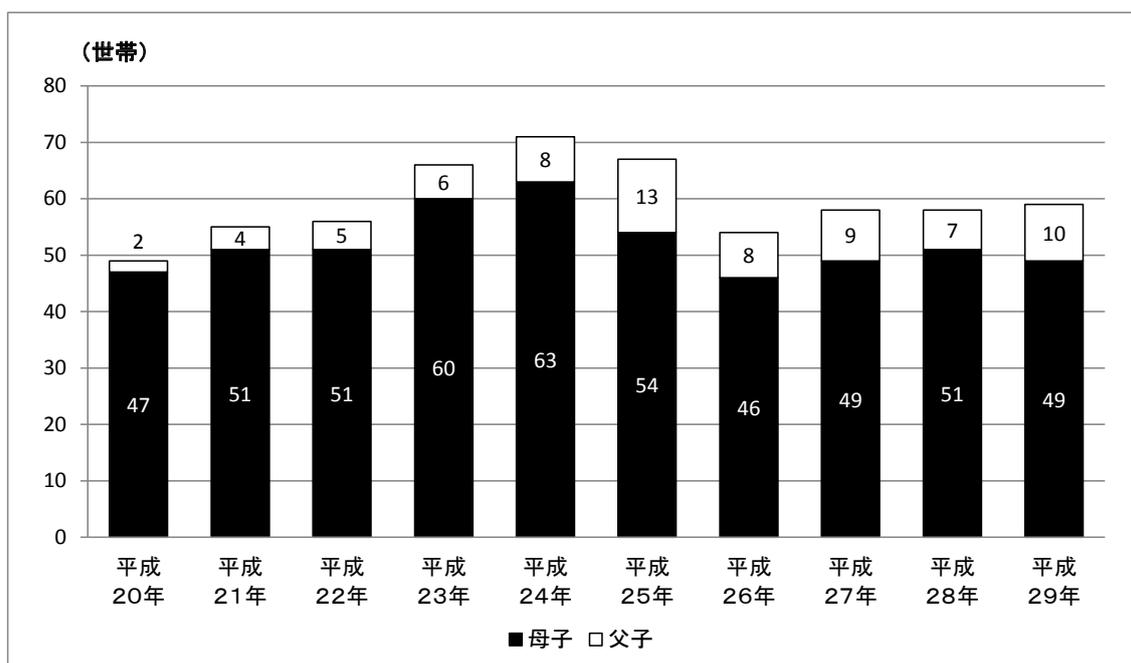
内訳を見ると、おおむね8対2の割合で母子世帯が圧倒的に多くなっていますが、近年は父子家庭の割合が増加傾向にあります。

ひとり親世帯の推移

単位：世帯

	ひとり親世帯			総世帯数	総世帯数に対する割合
	母子	父子	計		
平成20年	47	2	49	1,791	2.7%
平成21年	51	4	55	1,800	3.1%
平成22年	51	5	56	1,781	3.1%
平成23年	60	6	66	1,799	3.7%
平成24年	63	8	71	1,782	4.0%
平成25年	54	13	67	1,780	3.8%
平成26年	46	8	54	1,772	3.0%
平成27年	49	9	58	1,768	3.3%
平成28年	51	7	58	1,753	3.3%
平成29年	49	10	59	1,738	3.4%

資料 母子・父子世帯調査（各年4月1日）



2. 子どもの数の動向

(1) 出生数、出生率の動向

本町の出生数は、平成21年度には31人であり、平成28年度まで増減を繰り返しています。

出生数の推移

単位：人

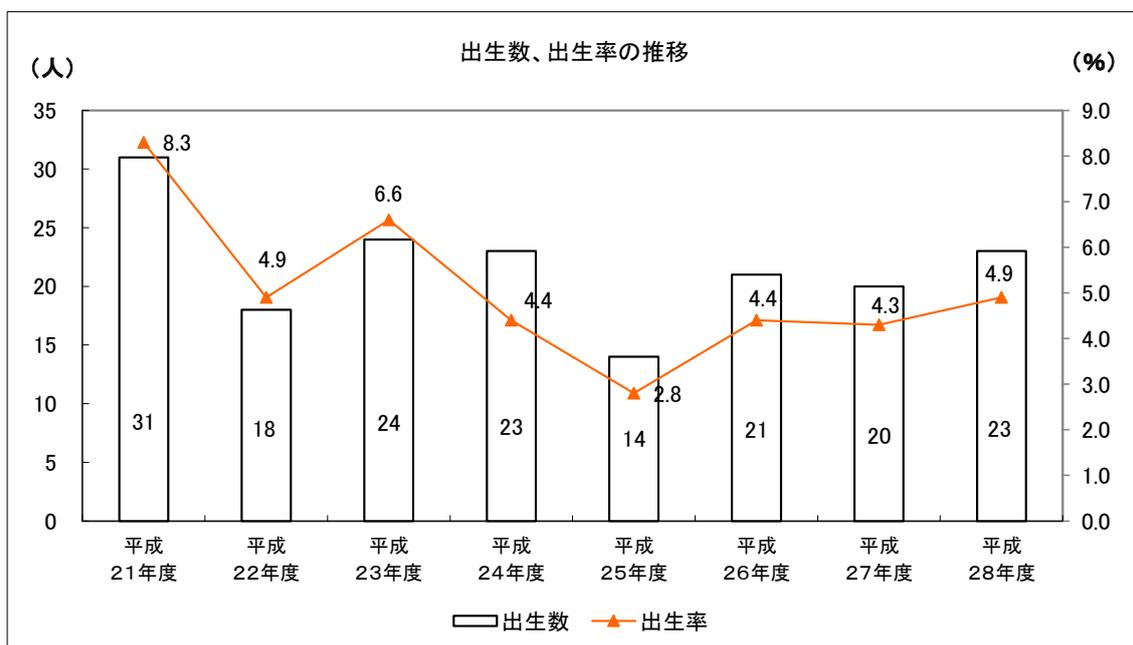
平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
31	18	24	23	14	21	20	23

出生率の推移

単位：%

平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
8.3	4.9	6.6	4.4	2.8	4.4	4.3	4.9

資料 住民基本台帳



(2) 園児、児童、生徒数の推移

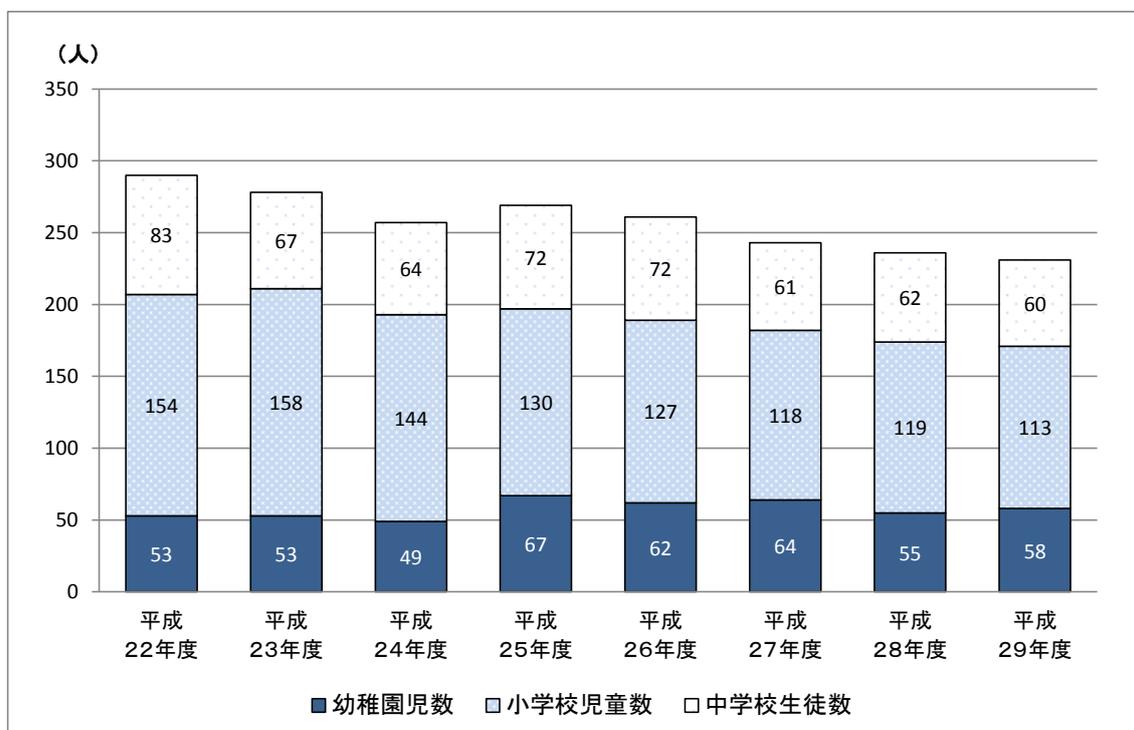
本町における平成29年5月1日現在の幼稚園児数は、58人、小学校児童数は、113人、中学校生徒数は60人で合計231人となり、平成22年から推移をみると各生徒数ともに減少傾向となっており、全体では、7年間で59人も減少しています。

園児、児童、生徒数の推移

単位：人

	幼稚園児数	小学校児童数	中学校生徒数	合計
平成22年	53	154	83	290
平成23年	53	158	67	278
平成24年	49	144	64	257
平成25年	67	130	72	269
平成26年	62	127	72	261
平成27年	64	118	61	243
平成28年	55	119	62	236
平成29年	58	113	60	231

資料 学校基本調査（各年5月1日）



3. 高齢者の現状

(1) 高齢者数、高齢者世帯数の推移

総人口、総世帯数ともに減少傾向ですが、高齢者数、高齢者世帯数は増加傾向にあります。

また、平成27年現在のひとり暮らしの世帯が23.5%にまで増えています。

単位：人

	総人口	男	女	65歳以上	男	女
平成17年	3,727	1,679	2,048	1,341	515	826
平成22年	3,542	1,588	1,954	1,355	526	829
平成27年	3,326	1,511	1,815	1,427	560	867

単位：世帯

	総世帯数	65歳以上の高齢者のいる世帯			
		高齢者 単身世帯	高齢者 夫婦世帯	高齢者 同居世帯	
平成17年	1,524	848	264	244	340
		55.6%	17.3%	16.0%	22.3%
平成22年	1,480	839	282	220	337
		56.7%	19.0%	14.9%	22.8%
平成27年	1,474	874	346	227	301
		59.3%	23.5%	15.4%	20.4%

資料 国勢調査

(2) 要介護（要支援）認定者数の推移

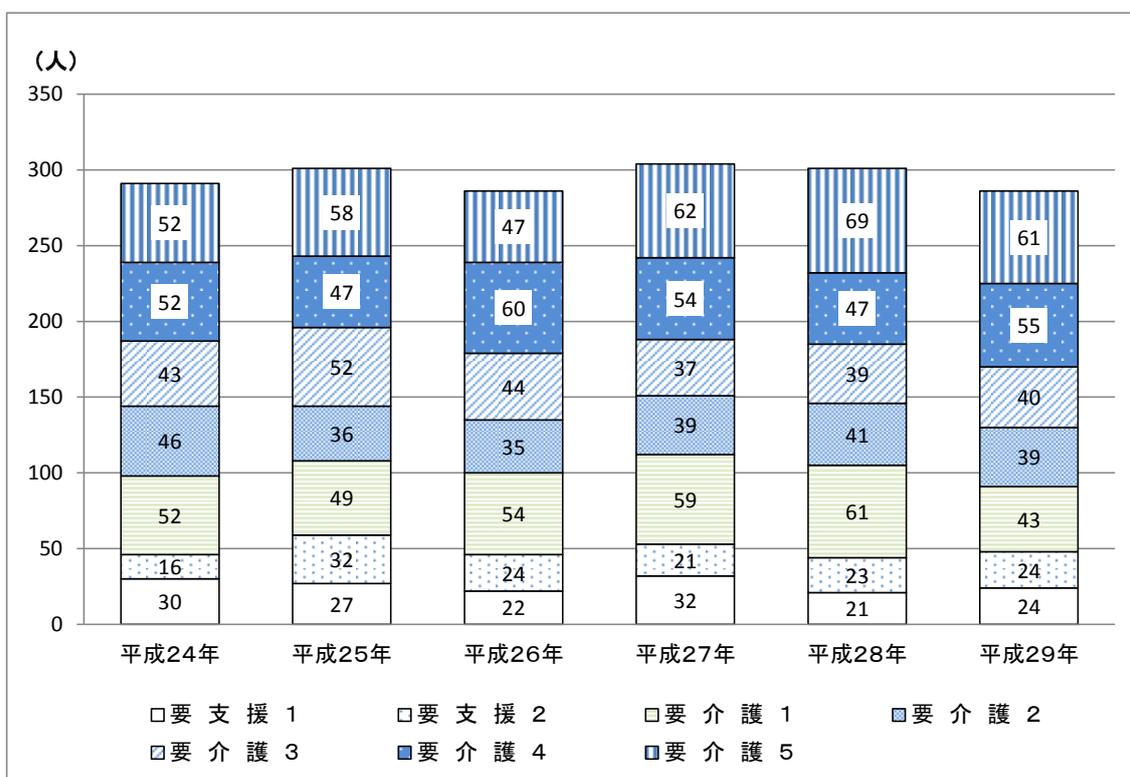
要介護（要支援）認定者の推移を見ると、平成24年の291人から平成29年の286人まで増減を繰り返しています。

介護保険 要介護（要支援）認定者数の推移

単位：人

	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
要支援1	30	27	22	32	21	24
要支援2	16	32	24	21	23	24
要介護1	52	49	54	59	61	43
要介護2	46	36	35	39	41	39
要介護3	43	52	44	37	39	40
要介護4	52	47	60	54	47	55
要介護5	52	58	47	62	69	61
合計	291	301	286	304	301	286

資料 中芸広域連合介護サービス課（各年4月末）



4. 障害のある人の現状

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者を障害の種類別に見ると、肢体不自由が最も多い状況で、これに続く内部障害を合わせると全体の82.3%を占めています。

また、障害の程度別割合で見ると、1・2級の重度が40%、3・4級の中度が48.1%、5・6級の軽度が11.9%となっており、中度の方が約半数を占めています。

身体障害者手帳所持者の状況（平成29年3月31日現在）

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
肢体不自由	28	27	48	49	24	10	186
視覚障害	7	9	3	2	7	0	28
聴覚・平衡	3	17	7	7	0	3	37
音声・言語・そしゃく	0	0	0	0	0	0	0
内部障害	55	1	20	41	0	0	117
合計	93	54	78	99	31	13	368

資料 住民福祉課

(2) 療育手帳所持者の状況

知的障害児・者を程度別に見ると、B1（中度）が32.4%と最も多い状況です。

療育手帳所持者の状況（平成29年3月31日現在）

単位：人

	A	A (最重度)1	A (重度)2	B	B1 (中度)	B2 (軽度)	合計
所持者数	1	7	3	0	11	10	32

資料 住民福祉課

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者を等級別に見ると、2級が最も多く、全体の77.8%を占めています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（平成29年3月31日現在）

単位：人

	1級	2級	3級	合計
所持者数	0	21	6	27

資料 住民福祉課

5. 地域福祉資源の状況

	名 称
公共施設等	奈半利町役場
	奈半利町社会福祉協議会
	奈半利町保健福祉センター
	奈半利町あったかふれあいセンター
	奈半利町立福祉センター
	奈半利町子育て支援拠点施設
	奈半利町介護予防拠点施設樋ノ口いこいの家
	奈半利町民会館
	奈半利町活性化センター
	大原・西ノ平地区生活改善センター
	奈半利町立生活体験学校
	奈半利町海浜センター
学 校	奈半利町立奈半利中学校
	奈半利町立奈半利小学校
	奈半利町立加領郷小学校
保育所・幼稚園	認定こども園なはり
集会所等	車瀬集会所
	中里集会所
	百石集会所
	上長田集会所
	下長田集会所
	平松集会所
	法恩寺集会所
	六本松集会所
	宇川集会所
	須川集会所
	久礼岩集会所
	平集会所
	加領郷漁民センター
	第一集会所
	第二集会所
第三集会所	

	名 称
介護保険関係施設	特別養護老人ホーム愛光園
	デイサービスセンター愛光
	老人保健施設ヘルシーケアなはり
	サービス付き高齢者向け住宅ほがらかライフ
	有料老人ホームなはり
介護保険在宅サービス事業所	ケアプランセンターてのひら
	ヘルパーステーションてのひら
	ケアプランナーハーネス
	ヘルパーステーションさくら
医療機関	いちごクリニック
	はまうづ医院
	宮田内科
	小森歯科
	手島歯科
	安岡歯科

★あつたかふれあいセンター事業

人口の減少と、少子高齢化が急速に進む中、誰もが住み慣れた地域で安全に安心して生活していくことができるよう、奈半利町では、平成21年7月からあつたかふれあいセンター事業を、奈半利町社会福祉協議会委託により実施しています。

この事業の拠点となる「あつたかふれあいセンター」では、高齢者や障害者、放課後の児童の居場所づくりなど誰もが集える場としての「集い」を中心にした活動が行われているほか、見守りや訪問活動を行う中で、高齢者の生活課題などに対応した生活支援サービスの提供も行っています。

訪問・相談事業で把握した高齢者等のニーズや課題を、保健師や地域包括支援センターにつなぎ、関係機関と連携を取りながら、必要な支援策について検討を行っています。また、事業の拠点となる「あつたかふれあいセンター」の他に、地域において誰もが歩いて参加ができる近くの集会所等で、普段着のままで気軽に参加ができるよう、サテライトも行っており、現在、町内11ヶ所の集会所等で実施をしています。

このサテライトは、今後、もっと増やしていく計画ですが、そのためには、全面的に社会福祉協議会が手助けをしている現在のやり方では限界があります。サポーターとして、サテライトの運営に携わっていただける地域のボランティアの存在が必要です。

今後は、地域での運営を手伝っていただけるサポーターの養成もしていかなければなりません。そして、サテライトがそれぞれの地区で特色を持って自主的な運営ができていくことが理想です。



あつたかふれあいセンターで小学生の落語を楽しみました

あったかふれあいセンター事業の取り組み

★拠点：奈半利町あったかふれあいセンター

(月曜日～金曜日、9：00～17：00まで)

機能		内容	実施日
集う		拠点のあったかふれあいセンターで実施 入浴サービス(見守り支援として600円徴収) 昼食代(400円徴収)	月曜日～金曜日 まで 週5日
付 加 機 能	預かる	乳幼児の一時預かり 災害等緊急時の一時預かり	随時
	送る	必要な方を集いの場へ送迎	毎日
	交わる	わらびの会喫茶(毎週)	週1日(火曜日)
		脳卒中後遺症患者の集い(毎週)	
		母子の集い(毎週)	
		ウエルカムランチ(毎月)	月1回(火曜日)
	ビーズ教室(毎週)	週1回(月曜日)	
	リフォーム教室(毎週)	週1回(木曜日)	
訪問		見守り訪問(集いの場に出てこられない人や、離れた集落で近所の目が届きにくい人等を対象)	随時
相談		拠点やサテライト等で利用者の相談に応じる 対象者を訪問	随時
つなぎ		利用者のニーズに対し、地域包括支援センターや保健師等関係機関に連絡する	随時
生活支援		服薬管理 ちょっとした用事の代行等	利用者のニーズに 応じて
配食サービス		平成24年度からあったかふれあいセンター事業の一環として実施 虚弱高齢者等を対象に、安否確認を兼ねて実施	月曜日～金曜日 まで 週5日

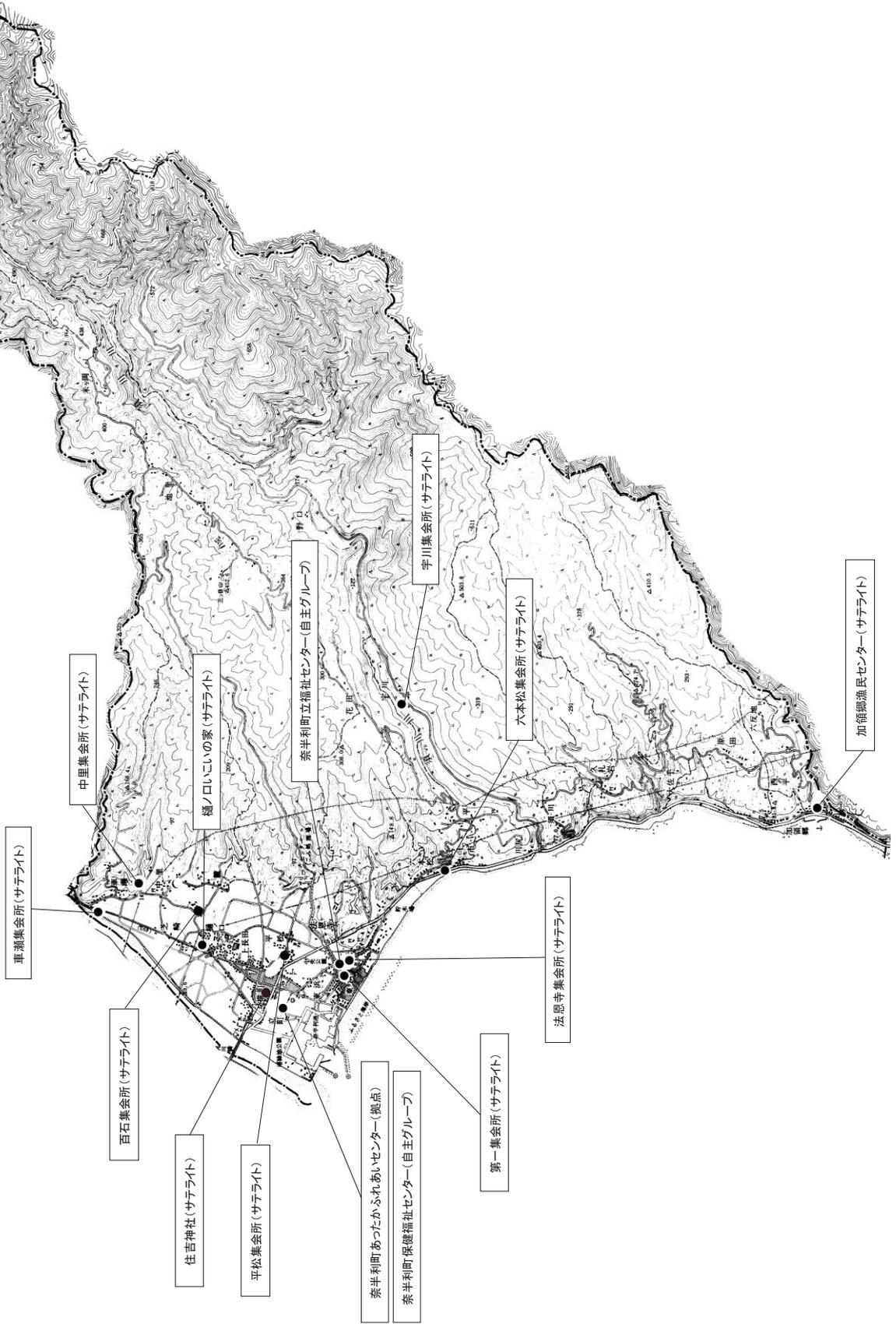
★サテライト

(町内11ヶ所の集会所等で、週1回開催)

介護予防事業(いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操)やレクリエーションなどを実施しています。

あったかふれあいセンターのサテライトおよび自主グループの集まり

平成29年10月現在



6. 第1期地域福祉計画の振り返り

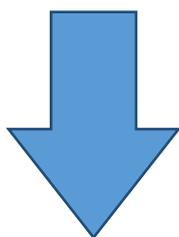
(1) 基本目標1

支え合い、助け合えるまちづくり

- 福祉意識の向上
- 地域福祉推進体制の強化
- 福祉人材や組織の育成
- 福祉団体の活動強化
- 青少年の社会参加の促進

これまでの主な取り組み・成果

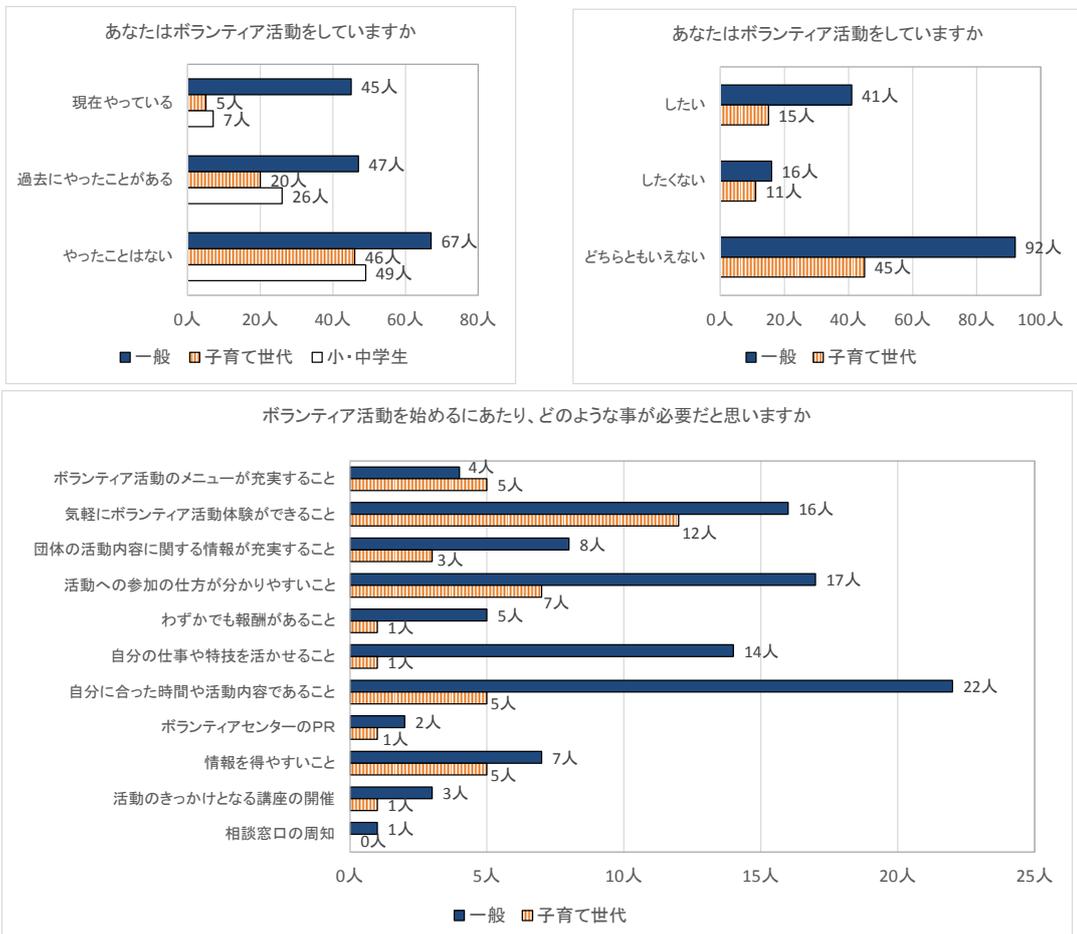
- 町内9か所から始まったあったかふれあいセンター事業は、住民への啓発等により、徐々に実施個所、参加者ともに増加しています。（現在11か所、自主グループ2か所）
- さまざまな機会を通して集会所ごとに地域での支え合い、助け合いの必要性について啓発しました。
- 県立大とも連携し、座談会を5か所で行い、見守りマップ作りを通じて、「平松いきいき百歳体操」のサテライトの立上げを行いました。
- 集会所で認知症の講座を実施し、地域づくり、地区での助け合いなどの支援を行いました。
- 平成28年度より集落活動センターを利用して認知症カフェを開設しました。介護経験者が運営し、相談等を実施しています。認知症カフェと愛光園の家族会との交流も実施しました。
- 平成27年から小学校とも連携し、認知症サポーター養成講座を実施しました。
- 中学校、ボランティア団体とも連携し、健康まつり、一斉清掃など参加を得ながらさまざまな取り組みを実施しました。
- 成年後見制度など権利擁護に関する講座の開催や町内業者との認知症見守りネットワーク協定事業などを通して地域福祉活動の周知、啓発を行いました。

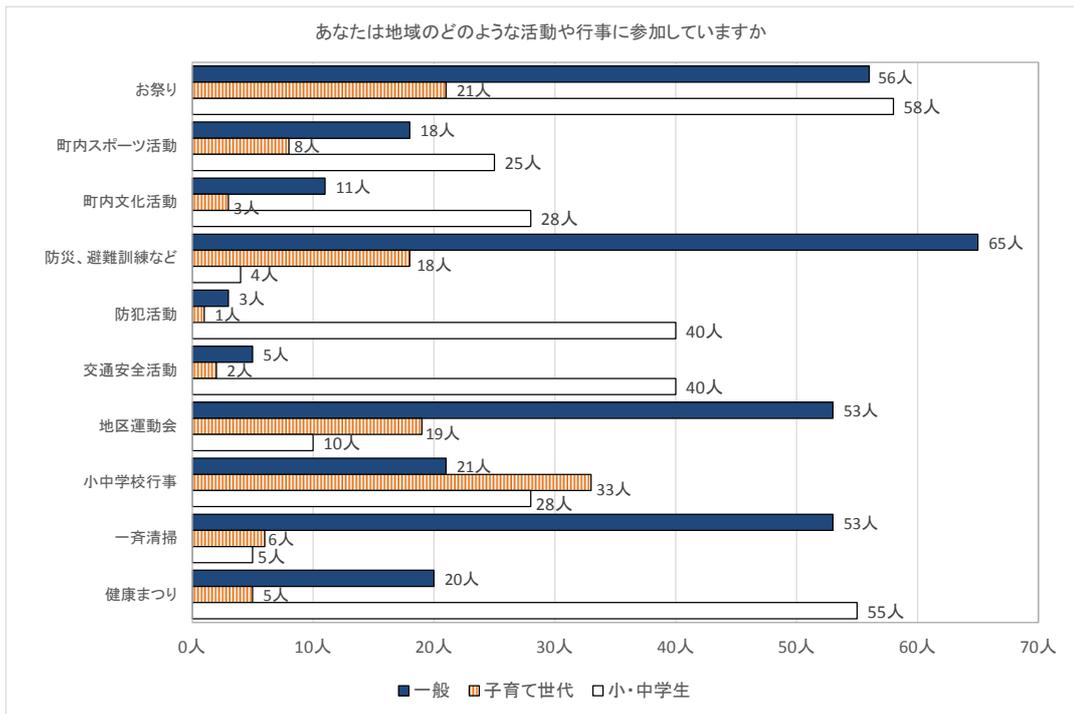
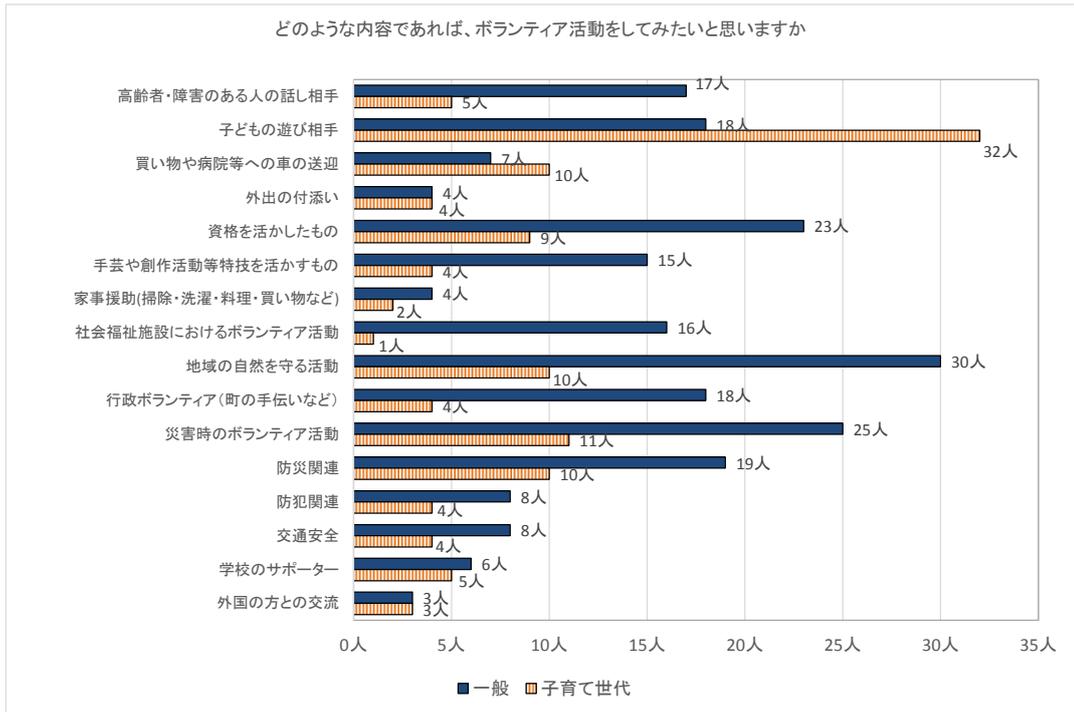


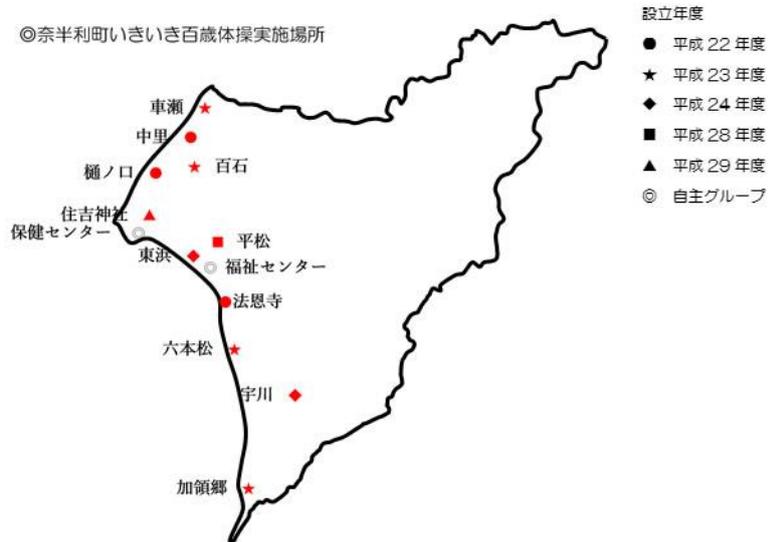
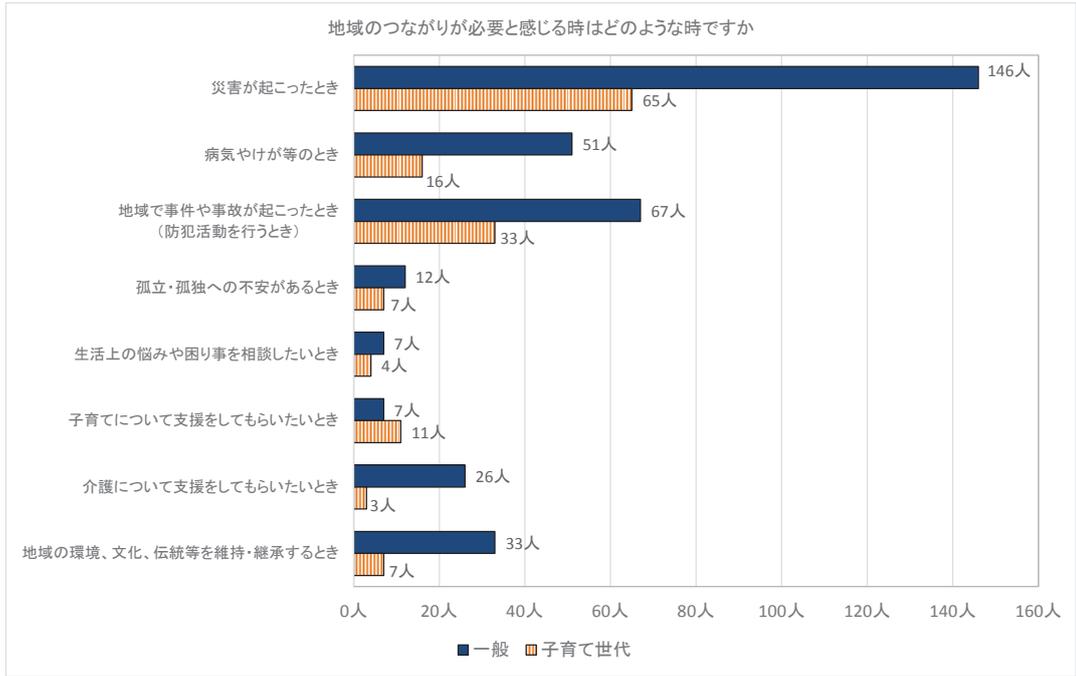
現状評価・課題

- △地域における支え合い、助け合いの輪を一層広げるとともに、幅広く子育て世代にも意識啓発や地域の組織への参加を引き続き促進していく必要があります。
- △見守りマップ作りに取り組む地域を増やし、具体的に支えあいの必要性などの理解や関心を高める取り組みの一層の推進が必要です。
- △各地区の集会所を活用したいろいろな啓発活動の実施や情報提供が今後も必要です。
- △認知症の見守りは、各地区ごとの研修や認知症カフェの情報提供をおこなうなど支え合う仕組みや、認知症見守りネットワーク協定事業を活用した地域福祉の啓発事業など一層の推進が必要です。
- △ボランティアセンターとして効果的な情報発信を行うなど機能強化を行い、各種団体への支援の充実が必要です。
- △学校と役場、社会福祉協議会が連携を持って小中学生を福祉の担い手として、あらゆる機会を通じた福祉活動の啓発を行う人材育成が必要です。
- △成年後見制度については、今後多くなっていくであろう制度の活用が行えるよう、さらなる住民への周知啓発を行い、法人後見などの検討も必要です。

【地域福祉計画実施の成果と課題：アンケートより見えてくるもの】







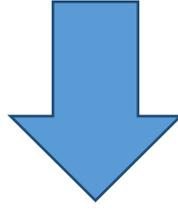
(2) 基本目標 2

安心・安全なまちづくり

- 見守りネットワーク活動の推進
- 子育て支援の充実
- 防災体制の強化
- 住民の防災意識の向上

これまでの主な取り組み・成果

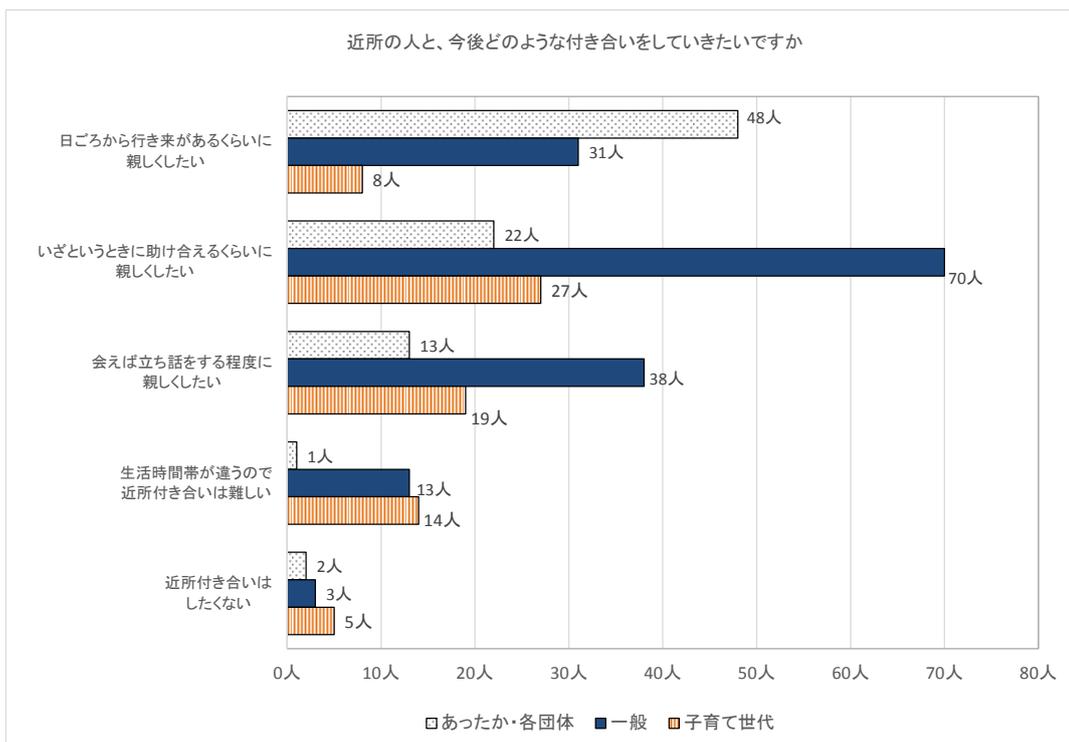
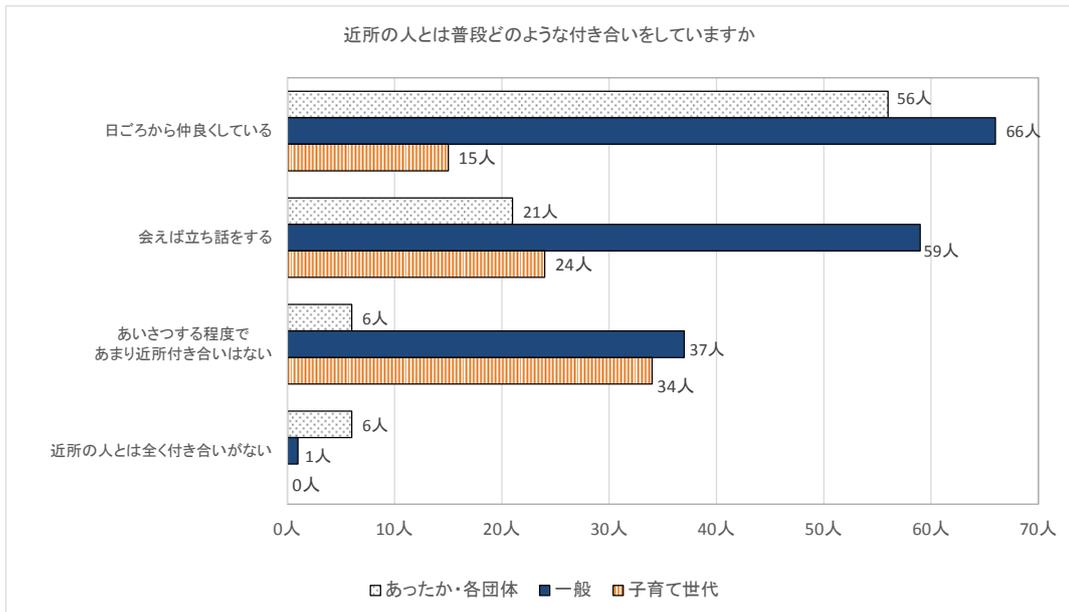
- あったかふれあいセンターを中心に集会所でのいきいき百歳体操などの生きがいづくり、体力づくりなどの実施や、福祉協力員を各地区に配置し、民生委員や社会福祉協議会等と連携し、見守りや生活支援の実施しました。また、子育て支援事業では乳幼児の一時預かり、子育て世代の交流事業などを保健師を交えながら企画してきました。平成 29 年 6 月より月 1 回の子どもの居場所づくりと学習支援事業に子ども食堂を加え実施しました。
- 平成 27 年より 5 地区で行った住民座談会により立ち上がった世代間交流事業や車瀬、若い世代を巻込んだ神祭として大学生を巻込んだ交流事業を実施、また、福祉マップ作りでは、見守り活動の強化を社会福祉協議会と連携しながら実施しました。
- 地域福祉の一層の推進を図るために行政と社会福祉協議会で月 1 回、ネットワーク会議を実施し、情報共有と協働実践を行いました。
- 地域防災訓練や講演会、家具転倒防止や耐震化事業など防災に対する周知、啓発を実施しました。また、高齢者には訪問などを通じ制度の周知、啓発を実施しました。
- 地域での自主防災組織を中心とした防災訓練および防災講演会等を実施し、住民への防災意識の強化を実施しました。
- 災害時に活用できる情報の収集をしました。平成 28 年度より災害時避難行動支援者名簿の作成をしています。
- 災害医療救護所訓練を県の防災訓練と合わせて安田町で開催し、社会福祉協議会・ボランティア団体の参加、地域の医療職への呼びかけを行い、地域住民が参加する防災訓練を実施しました。
- あったかふれあいセンターでの避難訓練の実施、福祉避難所訓練の実施などを行い、要配慮者の支援など体制強化を図っています。
- 福祉避難所開設、運営訓練も平成 29 年に愛光園で実施することができ、行政主導でなく施設職員が主となって、開設、運営ができるよう訓練をすることができました。

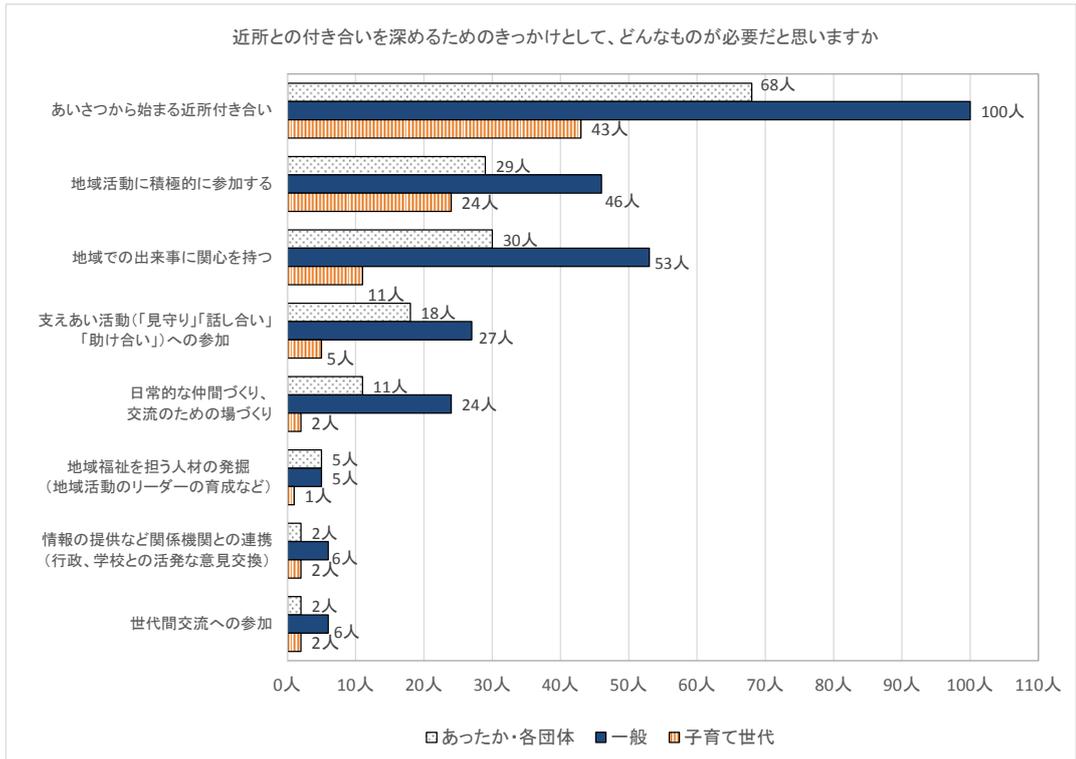


現状評価・課題

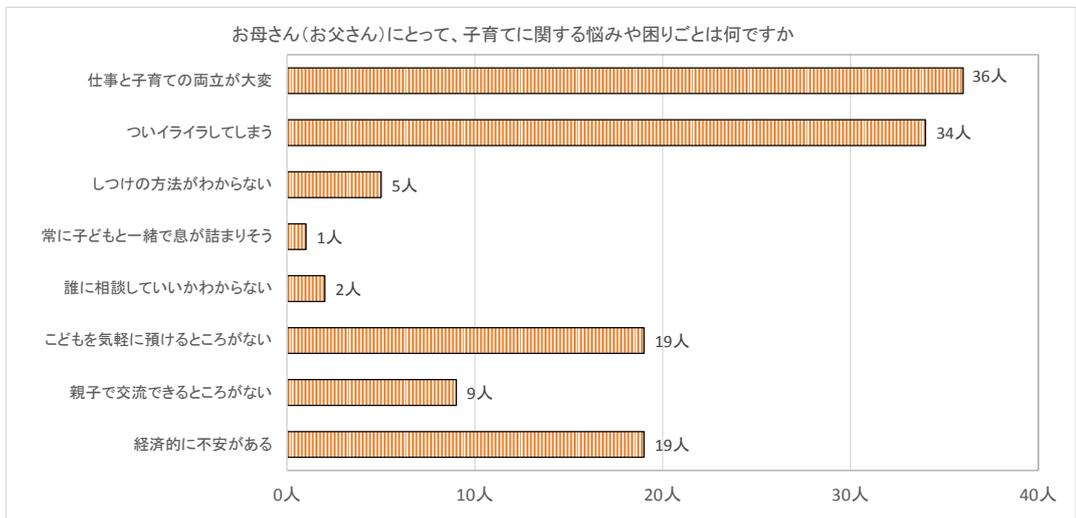
- △あったかふれあいセンターの活用や福祉協力員との連携で、さらなる見守りのネットワークの構築を行い、独居や高齢世帯、障害者の世帯などへの地域での見守り活動を充実し、孤立の防止を地域で一緒に考える必要があります。
- △子育て世代の交流の場を町内にも整備はしていますが、十分に活用できておらず、交流の場を望む住民の声もある。子育て世代が気軽に話し合える場所を持ち、住民が主となって活動できる場を住民と共に創生していく必要があります。
- △平成29年度より実施している子どもの居場所づくり事業が学習面や遊びを通じた学びを充実できるよう多機関との連携をしていく必要があります。
- △ネットワーク会議など既存のネットワークで連携を持ち、介護予防や子育て支援などさらなる活用が必要です。
- △防災についての関心は高まっています。全ての住民が自ら災害に備えることができるよう、さらなる周知啓発事業の推進が必要です。
- △自主防災組織と福祉行政との連携は今後ますます必要であり、住民総出で支えあう体制づくりの強化が必要です。
- △避難所運営、福祉避難所運営訓練実施の継続、災害時医療救護所の体制整備や体制強化が必要です。高知県、中芸広域連合、安芸福祉保健所など関係機関と連携した体制づくりが必要です。
- △災害時要援護者の台帳整備を本年度システムを導入して構築する予定であり、平常時にも活用しながら、災害時避難行動支援者支援、名簿の管理などとも合わせて、体制整備、強化が必要です。

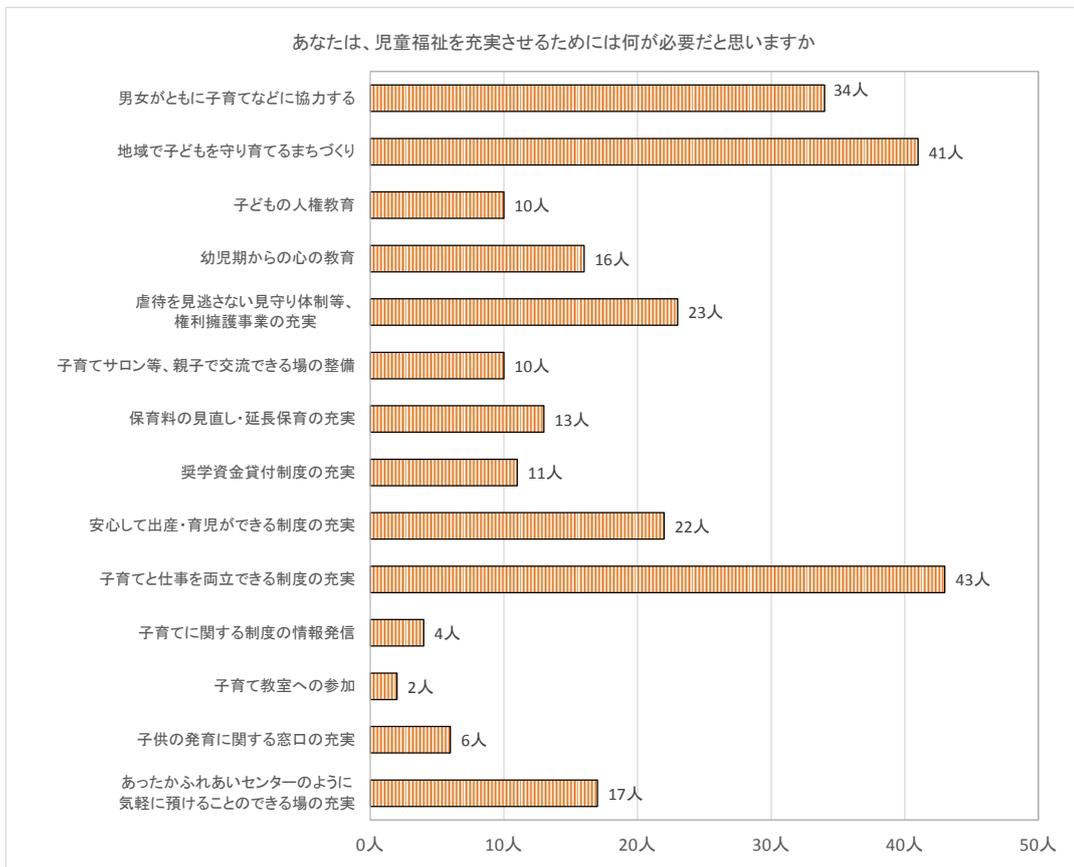
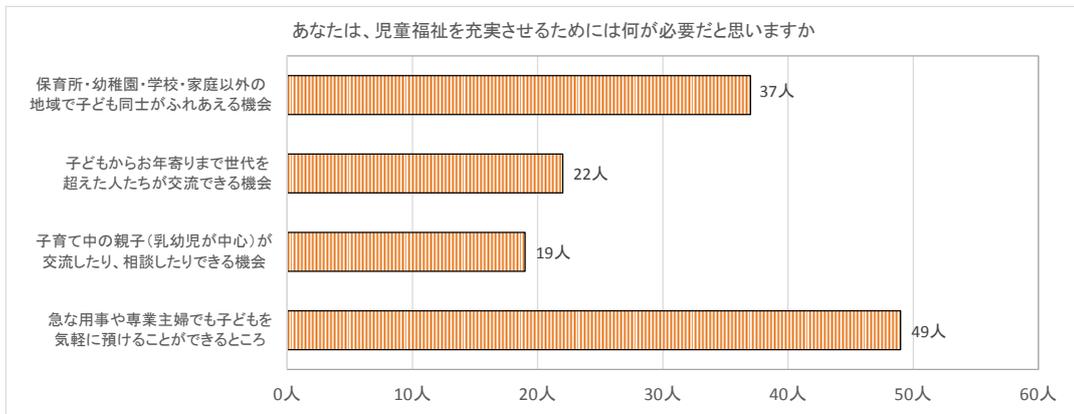
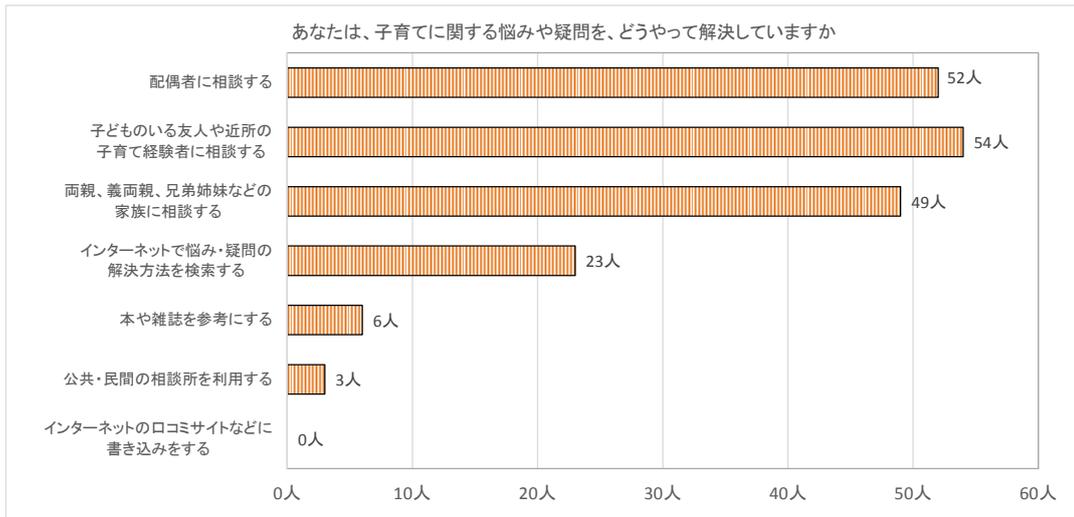
【近所付き合いに関すること】



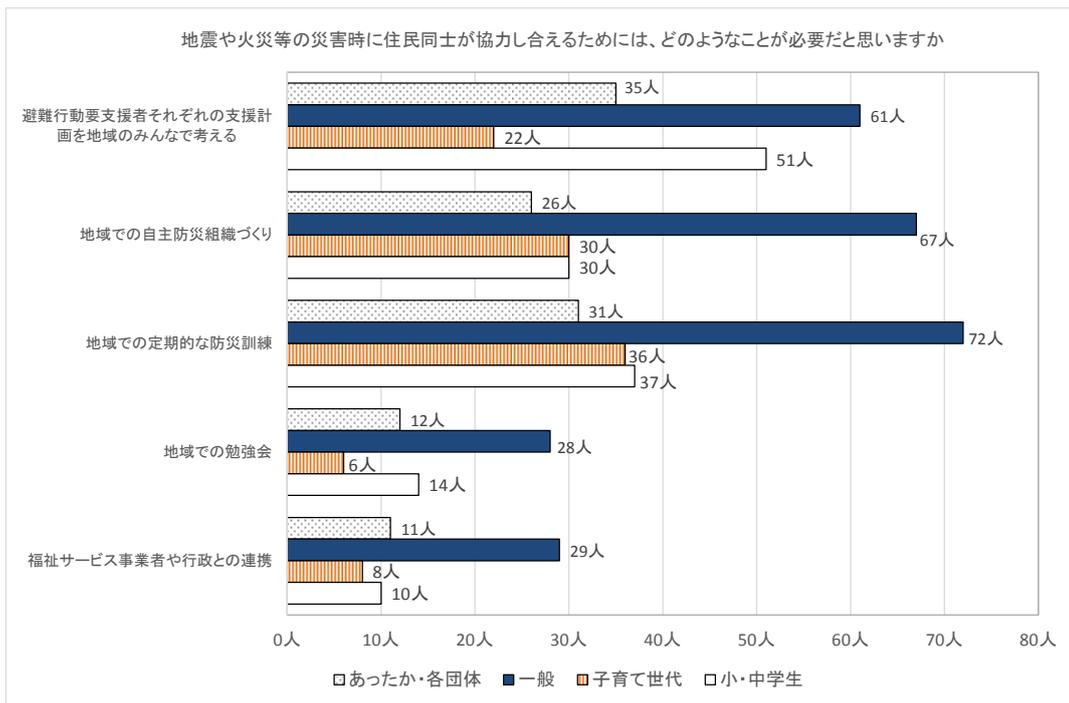
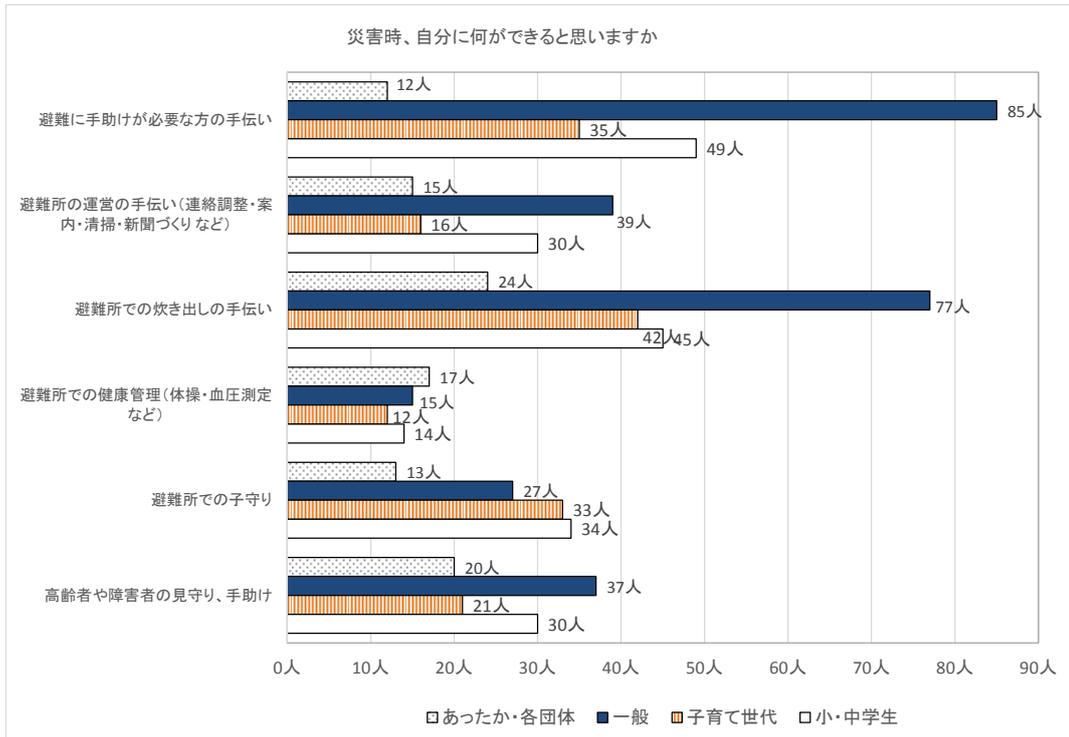


【子育てに関すること】

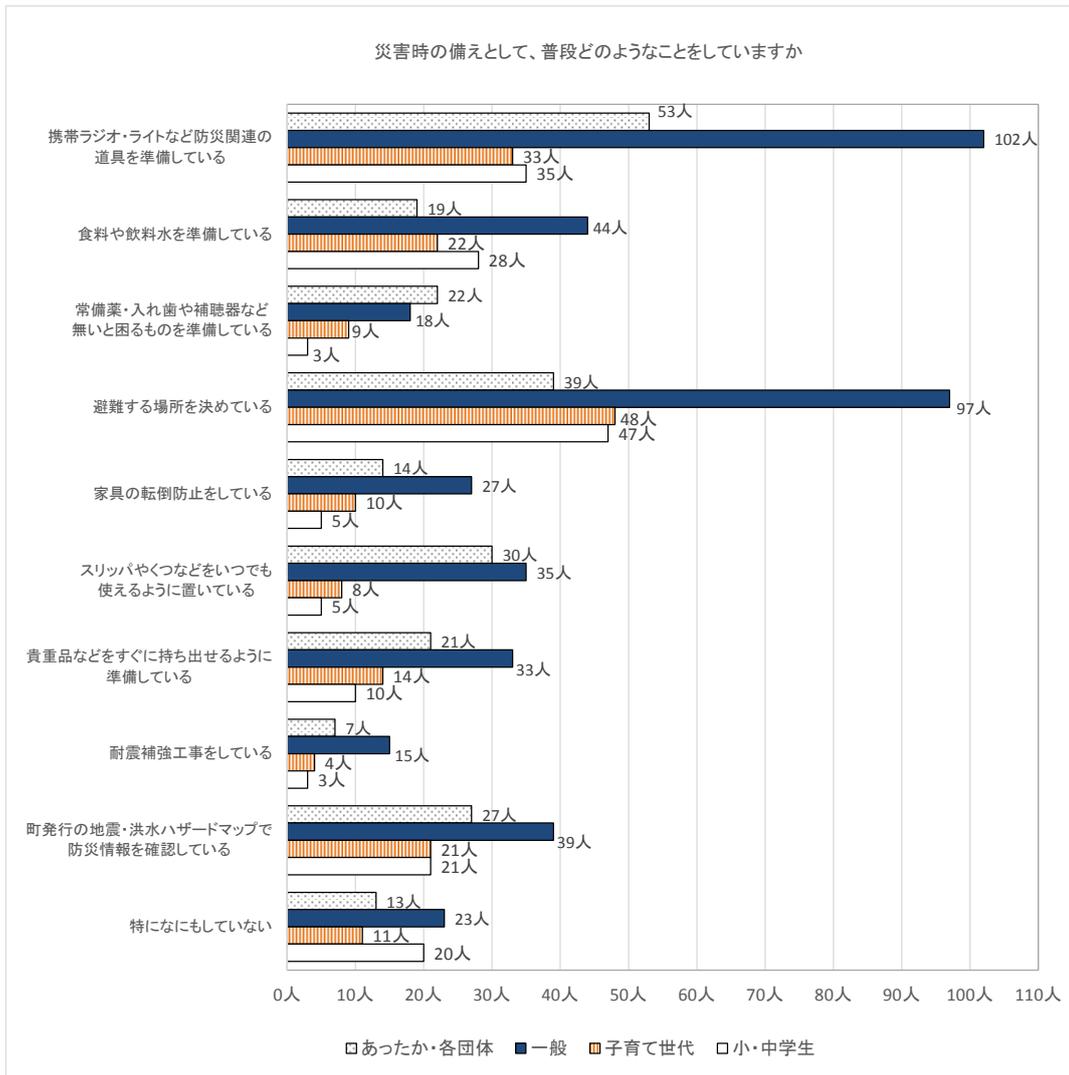




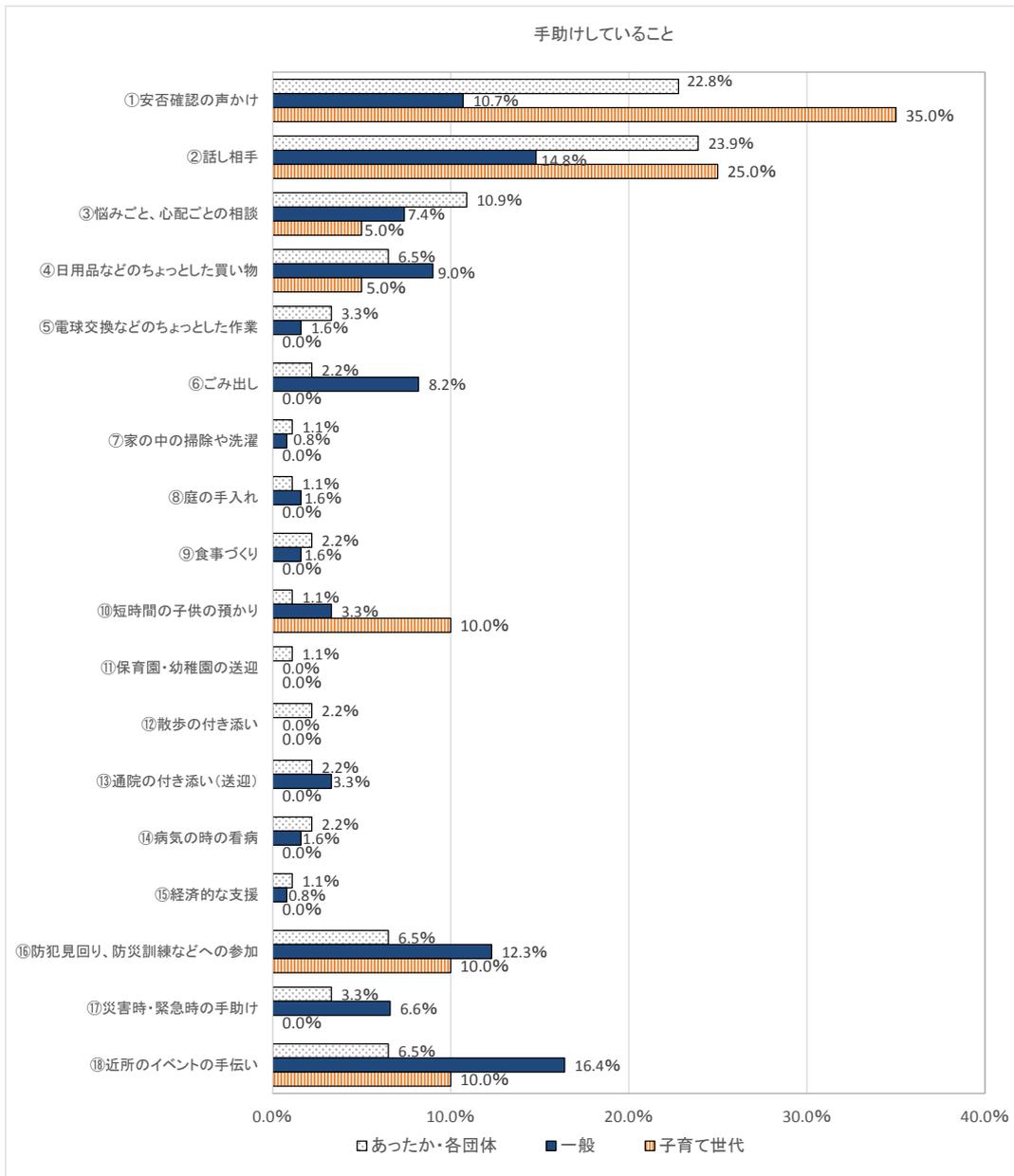
【防災に関すること】

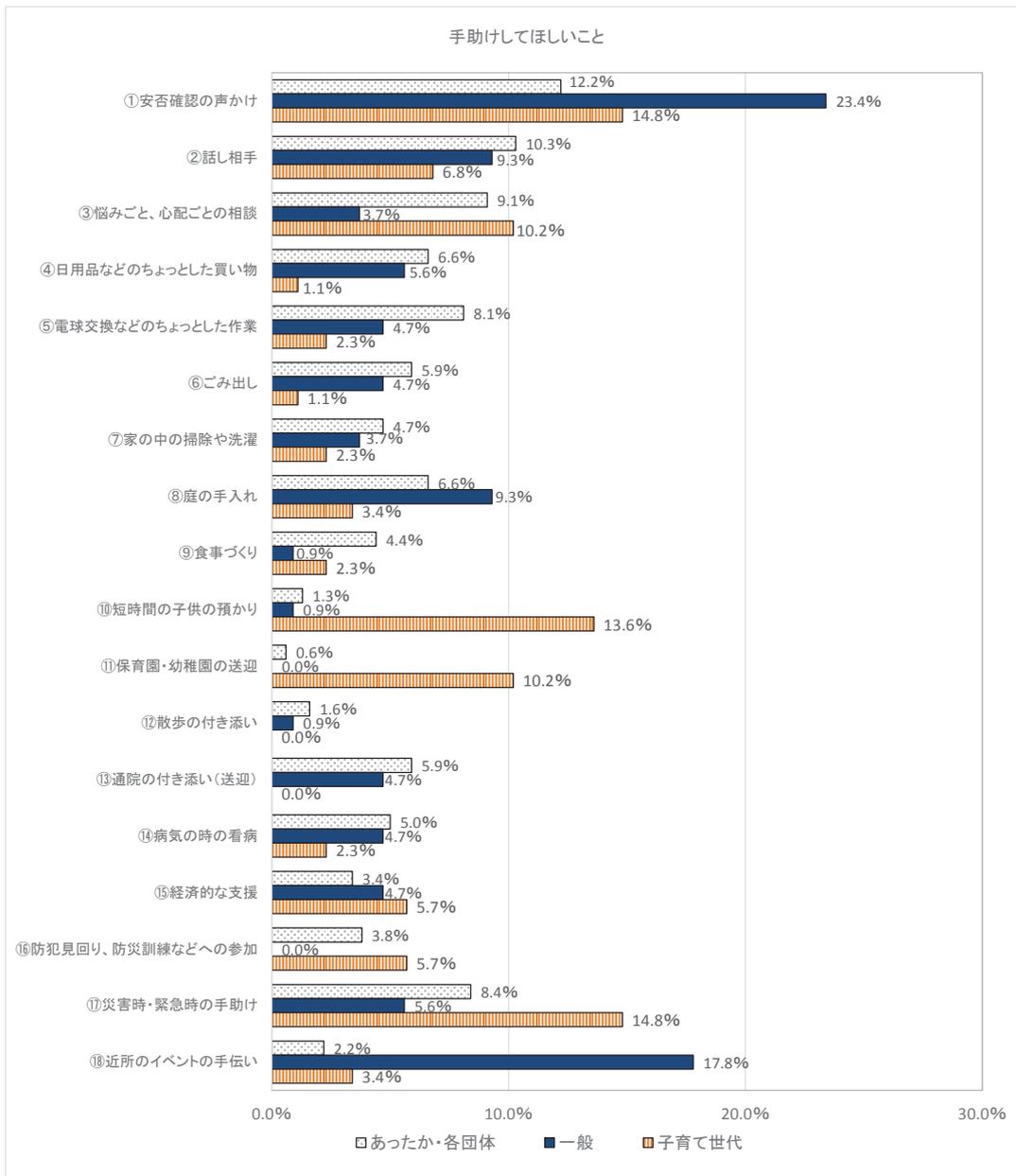


【災害時の備え】



【手助けができること・して欲しいこと】





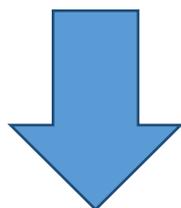
(3) 基本目標3

生涯笑顔で健康に暮らせるまちづくり

- 一人ひとりの健康づくりへの支援
- 健康長寿のまちづくりの推進
- あったかふれあいセンター事業の推進
- 生きがいつくりの推進

これまでの主な取り組み・成果

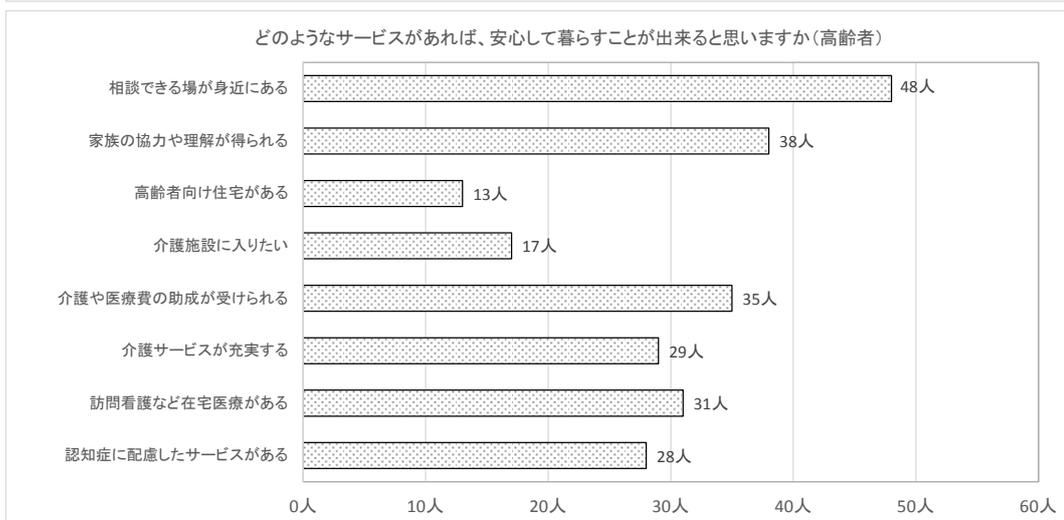
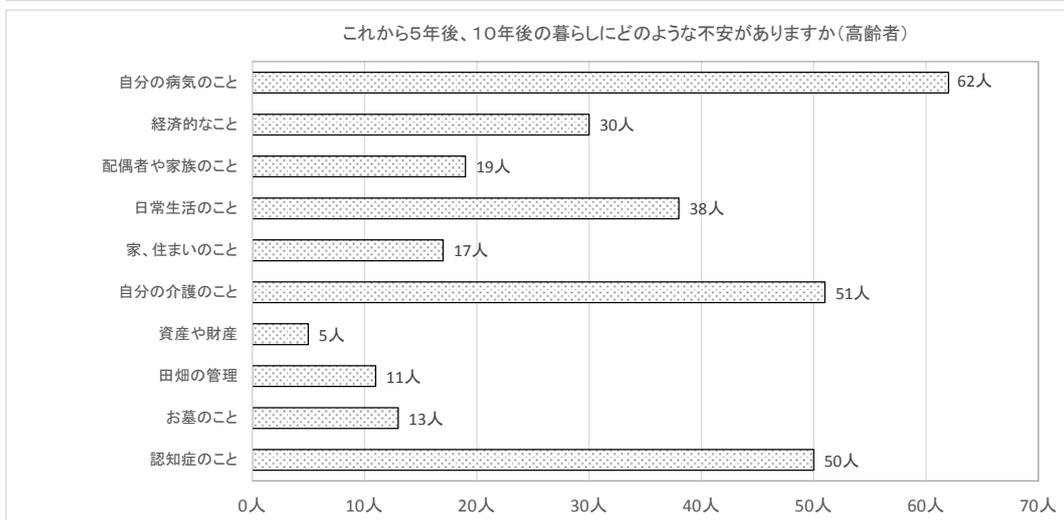
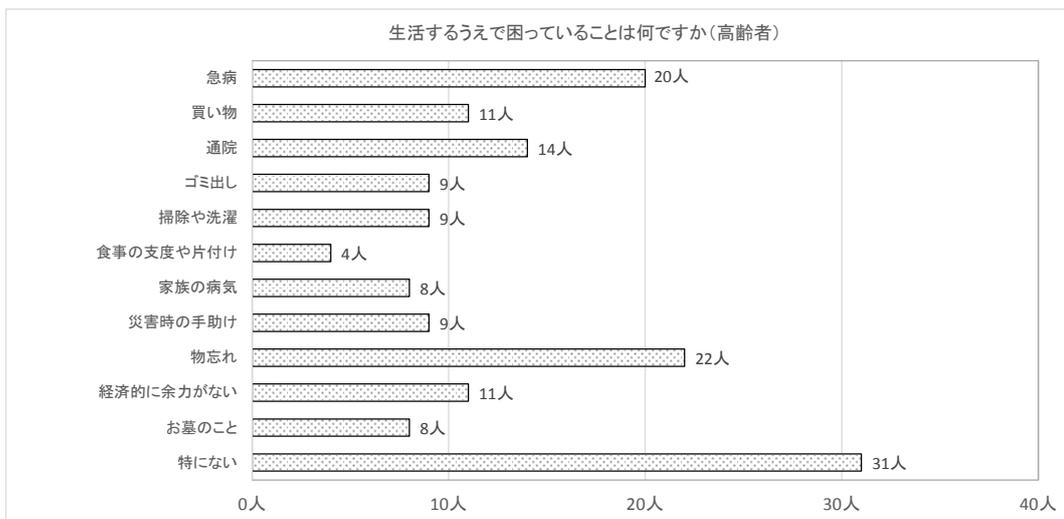
- 広報では毎回ヘルスメイトのコーナーを持ち、減塩や野菜たっぷりのメニューなどの紹介を行っていました。
- 健康づくり、運動などでは以前からの取組みに加え、高知県の健康パスポート事業も取り入れ、健康づくりへの関心を持ってもらい、継続して自主的に運動ができるような企画を実施しました。
- 特定健診やがん検診受診の啓発を健康づくり婦人会と連携して実施し、住民の健康づくりへの啓発を実施しました。受診率も50%を超え、健診受診後のフォローに関しては、保健師を中心に重度化予防に向けた取り組みを行いました。
- 食生活改善推進協議会、中芸広域連合とも連携し、認定こども園、小学校、中学校への食育事業を実施、また男の料理教室、働き盛り世代への生活習慣病予防対策も実施しました。
- あったかふれあいセンターを中心にいきいき百歳体操を実施し、健康講座等も開催し介護予防を実施しました。
- あったかふれあいセンターは現在拠点1ヶ所、サライト10ヶ所で運営を実施し、住民の生きがいつくりの推進、介護予防等の実施をしました。包括支援センターや各種関係機関とも連携して、地域づくりを実施しました。
- 高齢者のネットワーク会を毎月開催し、関係機関で情報共有、事業の検討を行い、住民を孤立させない仕組みづくりや地域包括ケアの実施に向けた仕組みづくりを行いました。



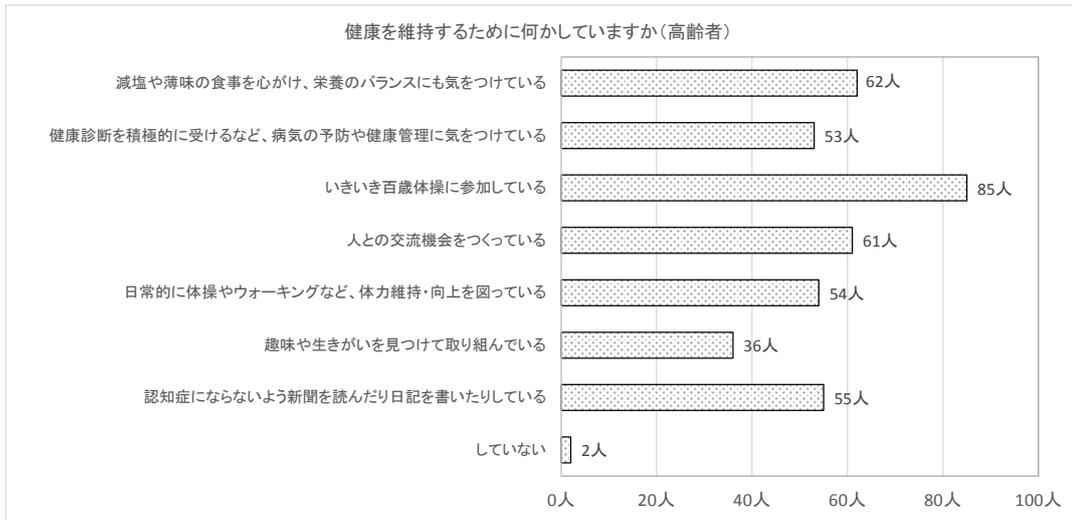
現状評価・課題

- △奈半利町は心疾患や高血圧疾患が多く、透析実施者も県下でも多く、医療費も高額となっている。特定健診の受診率は50%を超えていますが、住民の健康意識の向上に向けた取組みは今後、非常に大切となってきます。現状の食育事業などの継続と健康講座の開催、健康まつりなど多くの機会健康維持、強化、透析患者の減少に向けた取組みを住民と一緒にやっていく必要があります。
- △介護予防等を中芸広域連合やあったかふれあいセンターと連携し、健康寿命を延ばす企画の実施が必要です。
- △今後も健康パスポート事業の益々の周知、啓発を行い、自発的に健康づくりが行えるようサポート体制の強化が必要です。
- △住民主体での活動が行えるよう住民同士が声を掛け合いながら、参加者を増やし、あったかふれあいセンターの機能強化を行っていく必要があります。
- △ネットワーク会などを活用し、中芸広域連合など関係機関との連携強化し、生きがいづくりなどの活動を行いながら、町全体で介護予防の周知、啓発を図ることがますます必要です。
- △独居世帯や生活困窮世帯も多い中で、地域で孤立を防ぐための事業等の体制強化（生活困窮者支援事業、障害者支援事業、成年後見事業などの周知、啓発など）事業の充実が必要です。

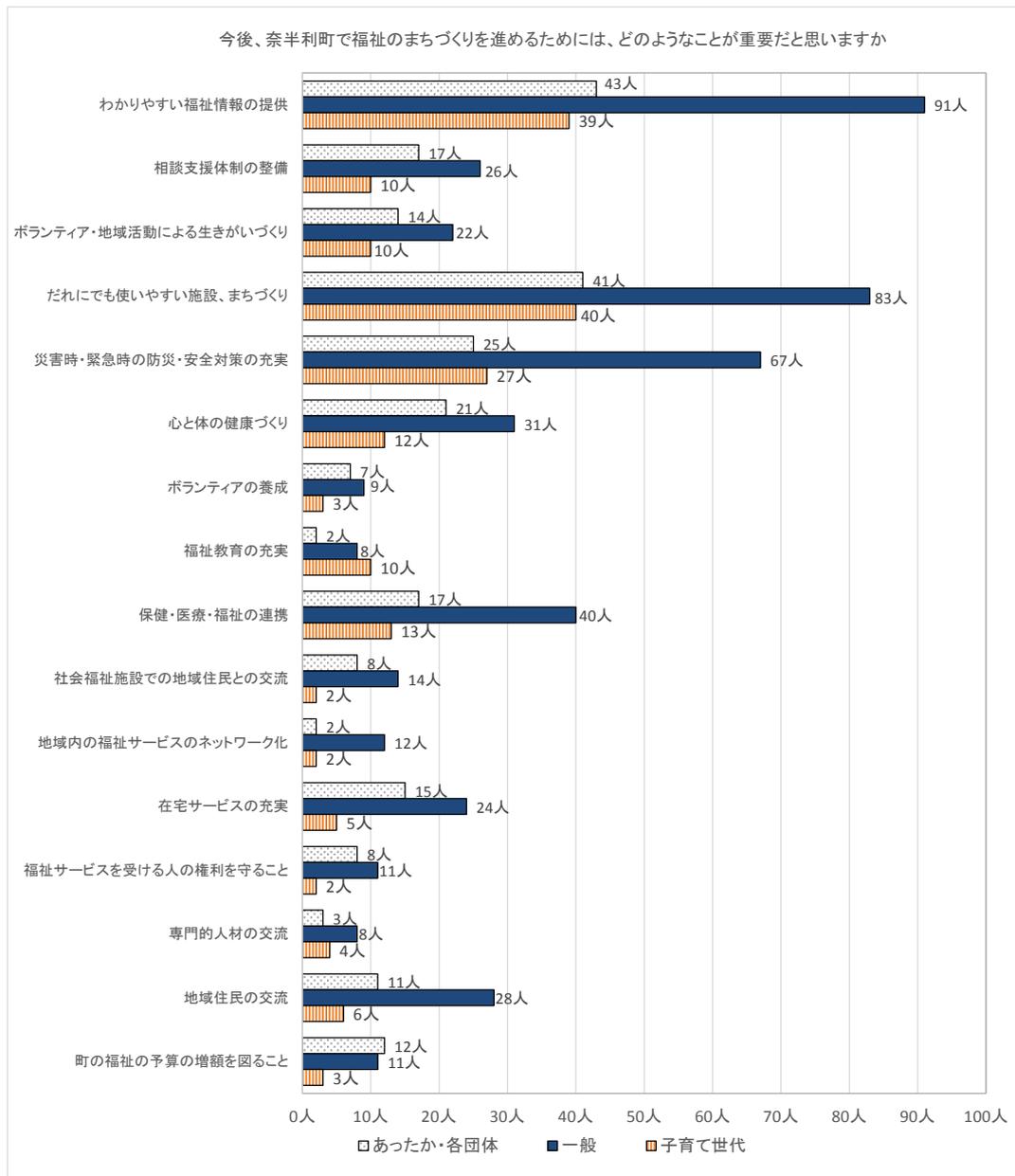
【高齢者の生活に関すること】

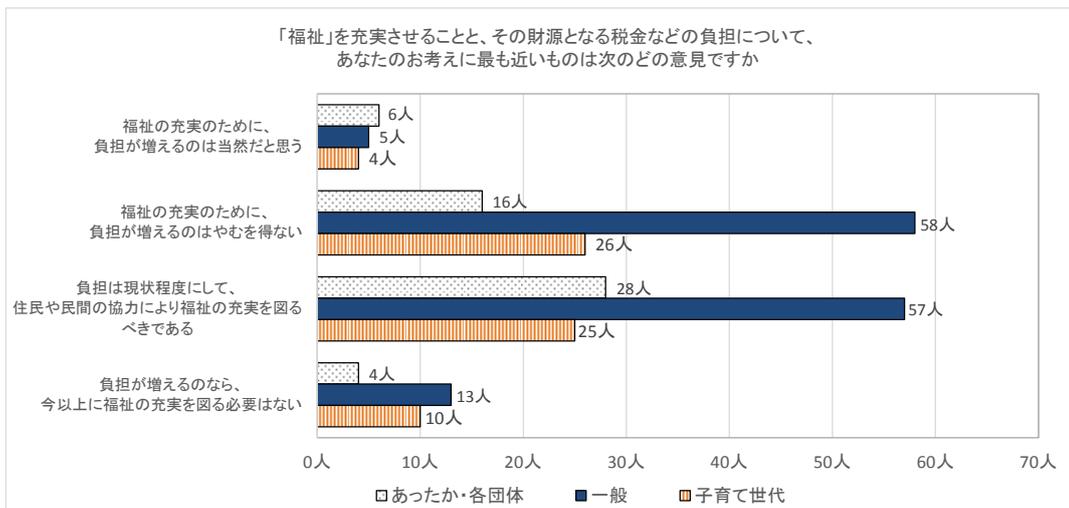
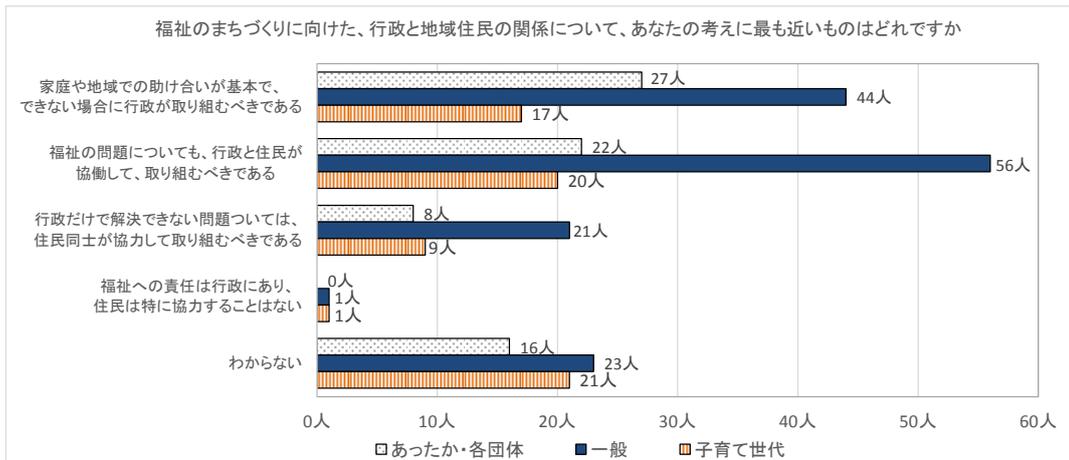


【健康に関すること】



【福祉のまちづくりのために必要なこと】





第3章 地域福祉計画の取り組み

1. 基本理念

「子どもから高齢者まで、だれもが健やかで安心して暮らせるまちづくり」

近年、少子高齢化が急速に進む中、住民同士の接する機会も少なくなってきました。奈半利町では、だれもが健やかで安心して暮らせるまちをめざして、子どもを産み育てやすい環境づくりや、高齢者も障害のある人もない人もだれもが安心して自立した日常生活を送ることができる地域福祉社会づくりを推進します。

安全で安心できる生活やゆとりある環境のなかで、1人ひとりが健康の維持・増進に心がけるとともに、子どもや高齢者・障害者など誰もが利用しやすい人にやさしいささえ合いのまちづくりを進めていきます。

すべての住民の健康寿命を延伸し、その人らしい生活が送れるよう、1人ひとりの健康づくり、生きがいづくりを支援します。

奈半利町では、これらの施策を推進していくため、基本理念のもと、住民の皆さんと行政やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、社会福祉団体などが協働して、地域福祉に支えられたまちづくりをめざしていきます。

2. 計画の基本目標

基本理念の「子どもから高齢者まで、だれもが健やかで安心して暮らせるまちづくり」を推進していくためには、住民だれもがお互いを尊重し、理解し、相互に助け合うことのできる地域社会を実現していくことが重要となります。

そのためには、住民1人ひとりができること（自助）、地域で共に助け合えること（共助）、行政がすべきこと（公助）を、それぞれの立場で考え行動することが求められています。基本理念の実現のために、次の3つの基本目標を掲げ、住民の皆さんと協働で推進します。

1. 支え合い、助け合えるまちづくり
2. 安心・安全なまちづくり
3. 笑顔で元気に暮らせるまちづくり

基本目標 1. 支え合い、助け合えるまちづくり

- ・すべての住民が年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で、その人らしく安心して充実した生活が送られるよう、思いやりを持って共に支え合う、地域社会の実現に向けた取り組みを行います。
- ・社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉の充実に努めるとともに、支え合う地域づくりを推進する自主組織活動の活性化に努め、地域が主体となった地域支え合いネットワーク体制の構築をめざします。

基本目標 2. 安心・安全なまちづくり

- ・子育てに対する不安や悩みを解消し、愛情を持った子育てができるよう、また、安全な環境の中で子どもが健やかに育つよう、地域や事業者との協力のもと、地域全体で子育てを応援する環境づくりを推進します。
- ・地域住民の生命、身体及び財産を災害から守り、災害の拡大防止、被害の軽減を図り、住民生活の安全を確保するため、防災資機材備蓄施設等の整備や自主防災組織づくりのため、防災まちづくり事業の推進に努めます。

基本目標 3. 笑顔で元気に暮らせるまちづくり

- ・すべての人が安心して健康に暮らすために、保健・医療・福祉の充実に努め、住民と行政が協働して、保健衛生、食生活改善、健康づくり、生きがいづくりなどの各種活動を強化し、全町あげて健康と長寿のまちづくりを推進します。
- ・あったかふれあいセンターを拠点に、あったかふれあいセンター事業を推進し、住民サポーターとともに、子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、さまざまな人が集い、世代を超えた共存型の交流の場を提供します。

3. 計画推進のための基本的な視点（自助・共助・公助）

3つの基本目標を住民の皆さんと協働で取り組んでいくため、以下の基本的な視点に立って取り組みます。

地域福祉を推進していくために、住民が主体となって、福祉団体・関係機関、事業者、社会福祉協議会などが行政と協働し、「自助・共助・公助」の取り組みを行うことにより、地域にある課題をともに解決し、地域の中で自分らしい生活を送ることができるまちづくりを進めていきます。

自 助

《自分や家族ができること》

1人ひとりが家族の協力を得て、自分らしい生活を実現していくための行動や考え方

共 助

《地域や団体に取り組むこと》

個人では担いきれなくなったことや、地域全体の課題を、隣近所をはじめ様々な団体や組織が役割を担い、共に支え合い・助け合いながら、地域の課題を解決していくこと

公 助

《行政に取り組むこと》

個人や地域、民間の力だけでは解決できないことについて、行政が自助・共助の取り組みを支援し、公的なサービスを提供するとともに、それぞれの活動を促進していくための環境づくりを行うこと

4. 施策（取り組み）の体系図

基本理念	基本目標	基本方針	基本施策
子どもから高齢者まで、だれもが健やかで安心して暮らせるまちづくり	支え合い、助け合えるまちづくり	支え合うまちづくりを推進します	①近所同士の顔が見える関係づくり ②子育て支援の実施と充実
		明日を担う人づくりを推進します	①ボランティアセンターの整備 ②学校との連携強化
	安心・安全なまちづくり	孤立しない奈半利家をめざします	①社会的孤立をさせない体制づくり
		災害に強いまちをめざします	①住民総参加の防災のまちづくり
	笑顔で元気に暮らせるまちづくり	健康で生きがいを持って笑顔で暮らせるまちをめざします	①生きがいづくりの推進 ②地域包括ケアシステムの構築 ③介護予防・健康づくり事業の充実

地域福祉計画の 具体的な取り組み	地域福祉活動計画の具体的な取り組み
①世代間交流・地域の交流の推進 ②地域住民の支え合いの仕組みづくり ③地域で見守り、育てる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流の場の提供 ・住民と福祉交流員の連携による見守りマップづくり ・福祉協力員活動の促進、見守りネットワークの強化 ・あったかふれあいセンターでの子育てサロン活動の実施 ・保健師、民生・児童委員との連携
①ボランティアセンターの機能強化 ②学生ボランティアリーダー育成の推進 ③地域行事への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信（ニーズの把握・人材発掘・登録・ボランティア育成） ・ボランティアコーディネーターの育成 ・まつりごとや地域の行事の啓発と参画の推進 ・米ヶ岡生活体験学校・海辺の自然学校を活用した自然体験活動をととした情操教育の充実 ・学校との情報共有
①権利擁護制度の普及啓発 ②生活困窮者の自立支援 ③子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見や法人後見の検討と推進 ・日常生活自立支援事業の活用と強化 ・障害等の理解を深める啓発活動・研修の実施、職員のスキルアップ ・就労支援体制の強化 ・あったか塾（子どもの学習支援と子ども食堂）の啓発と体制強化 ・あったかふれあいセンターの充実と関係機関（認定こども園など）との連携
①災害・緊急時の体制整備 ②住民の防災意識の向上 ③災害時要配慮者等の把握と体制整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの活動促進 ・自主防災組織との連携強化 ・避難所運営訓練を各機関と連携し実施する。 ・災害への備えを啓発、強化
①あったかふれあいセンターの機能強化 ②関係機関の連携強化（地域課題の把握・共有） ③住民の介護予防や健康づくりの意識向上	<ul style="list-style-type: none"> ・サテライト機能の充実を図り、住民の自主活動支援の強化 ・地域住民のリーダー育成 ・外出支援事業の充実と促進 ・ネットワーク会の強化・充実 ・生活コーディネーターの育成と連携 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防、健康づくり等の講座の開催 ・いきいき百歳体操の推進

第4章 施策の展開（具体的な取り組み）

基本目標 1. 支え合い、助け合えるまちづくり

（基本方針）

（1）支え合うまちづくりを推進します

【現状・課題】

- ①地域における支え合い、助け合いの輪を広げ、幅広く子育て世代にも意識啓発や地域の組織への参加を引き続き促進していく必要があります。
- ②見守りマップ作りに取り組む地域を増やし、具体的な支え合いの必要性などの理解や関心を高める取組みの一層の推進が必要です。
- ③各地区の集会所を活用したいろいろな啓発活動の実施や情報提供が今後も必要です。
- ④認知症の見守りは、各地区ごとの研修や認知症カフェの情報提供を行うなど支え合う仕組みや、認知症見守りネットワーク協定事業を活用した地域福祉の啓発事業など一層の推進が必要です。

基本施策

- ①近所同士の顔が見える関係づくり
- ②子育て支援の実施と充実

■すべての住民が年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で、その人らしく安心して充実した生活が送られるよう、思いやりを持って共に支え合う地域社会の実現に向けて取り組みます。

- ①世代間交流・地域の交流の推進
- ②地域住民の支え合いの仕組みづくり
- ③地域で見守り、育てる仕組みづくり

(基本方針)

(2) 明日を担う人づくりを推進します

【現状・課題】

- ① ボランティアセンターとして効果的な情報発信を行うなど機能強化を行い、各種団体への支援の充実を図っていく必要があります。
- ② 学校と役場、社会福祉協議会が連携し、小中学生を福祉の担い手として、あらゆる機会を通じた福祉活動の啓発を行う人材育成が必要です。
- ③ 成年後見制度の周知啓発を行い、今後多くなってくるであろう制度の活用が行えるよう、さらなる住民への周知啓発を行い、法人後見などの検討も必要となっています。

基本施策

① ボランティアセンターの整備

② 学校との連携強化

■ 地域リーダーの育成やボランティア活動がしやすい環境づくりに取り組みます。

① ボランティアセンターの機能強化

② 学生ボランティアリーダー育成の推進

③ 地域行事への参加促進

基本目標 2.安心・安全なまちづくり

(基本方針)

(1) 孤立しない奈半利家をめざします

【現状・課題】

- ①あったかふれあいセンターの活用や福祉協力員との連携で、さらなる見守りのネットワークの構築を行い、独居や高齢世帯、障害者の世帯などへの地域での見守り活動を充実し、孤立の防止を地域で一緒に考える必要があります。
- ②子育て世代の交流の場を町内にも整備はしているが、十分に活用できておらず、交流の場を望む住民の声もある。子育て世代が気軽に話し合える場所を持ち、住民が主となって活動できる場を住民と共に創生していく必要があります。
- ③平成29年度より実施している子どもの居場所づくり事業が学習面や遊びを通じた学びを充実できるよう多機関との連携をしていく必要があります。
- ④ネットワーク会議など既存のネットワークで連携を持ち、介護予防や子育て支援などさらなる活用が必要です。

基本施策

①社会的孤立をさせない体制づくり

■子どもから高齢者まで、また、障害者など、すべての人々がそれぞれの地域において、安心して充実した生活を送られるよう、高齢者や障害者に優しいまちづくりを推進します。

- ①権利擁護制度の普及啓発
- ②生活困窮者の自立支援
- ③子どもの居場所づくり

(基本方針)

(2) 災害に強いまちをめざします

【現状・課題】

- ①防災についての関心は高まっている。全ての住民が自ら災害に備えることができるよう、さらなる周知啓発事業の継続が必要となっています。
- ②自主防災組織と福祉行政との連携は今後ますます必要であり、住民総参加で支えあう体制づくりの強化が必要です。
- ③避難所運営、福祉避難所運営訓練実施の継続、災害時医療救護所の体制整備や体制強化が必要です。高知県、中芸広域連合、安芸福祉保健所など関係機関と連携した体制づくりが必要です。
- ④災害時要援護者の台帳整備を本年度システムを導入して構築する予定であり、平常時にも活用しながら、災害時避難行動支援者支援、名簿の管理などとも合わせて、体制整備、強化が必要です。

基本施策

①住民総参加の防災のまちづくり

■町民の防災意識の啓発強化を進めるとともに、町民1人ひとりが自らの取るべき防災・避難活動をしっかり理解・認識できるよう、町民目線での防災力の向上に努めます。

- ①災害・緊急時の体制整備
- ②住民の防災意識の向上
- ③災害時要配慮者等の把握と体制整備の促進

基本目標 3.笑顔で元気に暮らせるまちづくり

(基本方針)

(1) 健康で生きがいを持って笑顔で暮らせるまちをめざします

【現状・課題】

- ①奈半利町は心疾患や高血圧疾患が多く、透析実施者も県下でも多く、医療費も高額となっています。特定健診の受診率は50%を超えていますが、住民の健康意識の向上に向けた取組みは今後、非常に大切となってきます。現状の食育事業などの継続と健康講座の開催、健康まつりなど多くの機会健康の維持、強化や健康寿命の延伸に向けた取組みを住民と一緒に行っていきます。
- ②介護予防等を中芸広域連合やあったかふれあいセンターと連携し、健康寿命を延ばす企画の実施が必要です。
- ③今後も健康パスポート事業の益々の周知、啓発を行うなど、自発的な健康づくりのサポート体制強化が必要です。
- ④住民主体での活動が行えるよう住民同士が声を掛け合いながら、参加者を増やし、あったかふれあいセンターの機能強化を行っていく必要があります。
- ⑤ネットワーク会などを活用し、中芸広域連合など関係機関との連携を強化し、生きがいづくりなどの活動を行いながら、町全体で介護予防の周知、啓発を図ることがますます必要です。
- ⑥独居世帯や生活困窮世帯も多い中で、地域で孤立を防ぐための事業等の体制強化（生活困窮者支援事業、障害の理解、成年後見事業などの周知、啓発など）事業の充実が必要です。

基本施策

- ①生きがいづくりの推進
- ②地域包括ケアシステムの構築
- ③介護予防・健康づくり事業の充実

■すべての住民の健康寿命を延伸し、自分らしい生活が送れるよう、1人ひとりの健康づくり、生きがいづくりを支援します。

- ①あったかふれあいセンターの機能強化
- ②関係機関の連携強化（地域課題の把握・共有）
- ③住民の介護予防や健康づくりの意識向上

第5章 計画の進行管理

1. 地域福祉の推進・調整

本計画を推進していくために、町は社会福祉協議会と連携し、計画の推進・調整役として次のことに取り組みます。

★町と社会福祉協議会との役割連携

本計画の目標を実現していくためには、行政が中心となって役割を果たすことはもとより、社会福祉協議会、住民、関係する様々な団体などが自助・共助・公助による適切な役割分担と緊密な連携により計画を推進していくことが求められます。

町は、社会福祉協議会と連携し、次のことに取り組みます。

- ①地域の福祉ニーズの把握と、各地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。
- ②地域での見守りや支え合いの取り組みを支援します。
- ③地域住民の主体的な活動を促進するため、地域のボランティア活動への支援に取り組みでいきます。
- ④住民の自主的な活動の拠点となる「あったかふれあいセンター事業」を推進します。
- ⑤その他、住民や関係団体などの自主的な取り組みを支援します。

2. 計画の評価・検証

本計画の推進に当たっては、行政、社会福祉協議会や住民団体を含めた関係機関とも連携を図りながら、毎年度、現行計画の進捗状況の確認を行い、評価・検証することによって効果的な取り組みに努めます。

3. 国・県との連携

地域福祉に関する諸々の施策は、国や県の制度に基づいて運営されているものが少なくありません。このため、国・県の新しい動向を注視し、密接に連携を図りながら施策の推進に努めます。

第2編 地域福祉活動計画



あったか塾開始、皆で食べる食事は楽しいね

第1章 地域福祉活動計画策定にあたって

1. 活動計画策定の背景と趣旨

昭和30年代、7,000人あった奈半利町の人口が、今では3,200人近くまで減少してきました。三世代同居が多かった家族構成から、高度経済成長に伴う都会への人口流出や核家族化へと進み、多くの市町村で人口減少が続いております。

少子高齢化が進む中、住民構成の変化も加わり、田舎においても人間関係の希薄化が進み、高齢化に伴い地域自治組織そのものが弱体化しつつあり、隣近所で支え合ってきた相互の生活支援にも影響が出ています。

介護保険制度の充実が進むものの、老々介護の世帯等では、身体面や経済面において大きな負担となっております。

また、高齢者問題だけではなく、児童虐待や若者の引きこもり、いじめ問題、大災害時の弱者への援助方法など、多岐にわたって新たな生活課題が浮き彫りとなってきました。これらを背景に、新たな地域のあり方が問われています。

地域福祉活動計画を策定するにあたり、一人ひとりの生活課題を地域の課題と捉え、現状を理解すると共に、埋もれた課題の掘り起こしや課題解決への行動へとつなげていかなければなりません。

今までは、行政や社会福祉協議会、関係機関、ボランティア団体が、課題への対応を行ってきましたが、災害時の自主防災組織の活動に見られるように、いち早い行動は、地域住民に勝るものではありません。「共助」の役割、地域住民力の活性化がより必要と思われます。

これらの背景からだれもが、住み慣れた地域で、安全・安心に暮らせることが出来るよう、地域福祉活動計画を策定します。

2. 活動計画の位置づけ

本活動計画は、社会福祉法第107条に基づき奈半利町が策定する「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を合わせて策定しています。

「地域福祉活動計画」は「第5次奈半利町総合計画」の理念に基づき、地域を基盤とした福祉を推進するために関連計画と整合性を図りながら、基本方針と施策展開を具体的に示していきます。

3. 計画期間

本活動計画の計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。
また、地域の実情やニーズの変化に対応するため、年度ごとに奈半利町と協議を行い、活動計画の進捗状況の確認や必要に応じて見直しを検討するものとします。

4. 計画の策定方法

本活動計画の策定については、奈半利町の「計画の策定方法」と合わせて、同じ手法で策定を行いました。



あったかふれあいセンターで二十三土公園にお花見に出かけました

第2章 施策の展開（具体的な取り組み）

基本目標 1.支え合い、助け合えるまちづくり

（基本方針）

（1）支え合うまちづくりを推進します

①近所同士の顔が見える関係づくり

現 状

モデル地区での福祉協力員を中心とした、地域の見守り体制づくりのワークショップを開催し、個別の見守りの為、サテライト（集会所活動）開設となりました。

課 題

町部では独居高齢者や転入転出者も多く、集いの場がない地域での見守り体制を整える上で、地域での座談会やマップ作り等を行いながら、住民の意見を取り入れた集える居場所を整備する必要があります。

今後の取り組み

住民と福祉協力員の活動を促進し、見守りネットワークの強化を図り、地域の連携による見守りマップづくりを行います。また、地域での交流の場を提供します。

②子育て支援の実施と充実

現 状

あったかふれあいセンターにおいて、乳幼児を対象に一時預かりを行っており、年間利用者は実人数で3～4名です。

課 題

あったかふれあいセンターの乳幼児一時預かりや、母子の集いの場はありますが、参加者が少なく、参加者増加の為の情報発信をしていく必要があります。

今後の取り組み

保健師、民生・児童委員と連携を取りながら、情報発信の場として、交流会等を行い、あったかふれあいセンターでの子育てサロン活動を実施します。

(基本方針)

(2) 明日を担う人づくりを推進します

① ボランティアセンターの整備

現 状

各団体でボランティア活動を行うと共に、人材確保の為、声掛け等で啓発活動を行っています。また、ボランティア養成講座等の講座や研修会を行っており自主運営でのサテライト活動にも繋がっています。

課 題

新規のボランティア加入はありますが、高齢化や他団体活動との兼務の方が多い状況です。

若い世代の方が関われるボランティア活動事業の周知や情報発信が充分に出来ていません。

今後の取り組み

ボランティアコーディネーターの育成に取り組みます。

また、ニーズの把握や人材発掘、登録制を取り入れ、多くの分野でのボランティア活動に参加してもらえるような情報発信を行い、目に見えるボランティアセンターの仕組みづくりを行います。



老人クラブが指導して、しめ縄づくりに挑戦

②学校との連携強化

現 状

加領郷小学校、奈半利小学校、奈半利中学校を福祉活動推進校として位置づけ、中学校との町内美化活動の協力や、小学校の一日先生としての学習会、サロンでの高齢者との交流会など年間を通じて地域との交流活動に取り組んでいます。

課 題

奈半利町の自然や伝統を活かした活動を学校と連携しながら行い、活動を通じて地域行事への参加や、ボランティア等の育成を行い、地域と学校で出来る事業等の周知、啓発及び参加者への呼びかけ等が必要です。

今後の取り組み

学校との情報共有を行い、まつりごとや地域の行事の啓発と参画の推進に取りみます。また、米ヶ岡生活体験学校・海辺の自然学校を活用し、自然活動を通じた情操教育の充実を図ります。

基本目標 2.安心・安全なまちづくり

(基本方針)

(1) 孤立しない奈半利家を目指します

①社会的孤立をさせない体制づくり

現 状

特別合同心配ごと相談所（年/1回）の開設や、生活福祉資金制度への相談件数が増加傾向にあり、制度への認知は進んできました。利用に至らないケースは、生活困窮者自立支援事業へと繋げています。又、日常生活が困難になってきた方への日常生活自立支援事業では、利用者が増加し啓発の効果がでています。

子ども居場所づくり事業を平成29年6月より開設し、子ども食堂を開き、学校休業日の居場所として、又、学習支援員を配置し、学力向上や、学習の習慣づけを行うと共に、不登校児への参加の呼びかけ等の支援を行いました。

課 題

日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業では、利用者が増加傾向にあり日常生活では、支援員1人で5～6人の対応となっています。今後、増加が見込まれており、支援員の人材増員も検討すると共に、両自立支援事業では困難事例が多くなってきている為、より一層関係機関との連携が必要となっています。

子ども居場所づくり事業では、定期的な子どもの参加はありますが、他の子どもや父兄への周知が必要です。

今後の取り組み

日常生活自立支援事業の活用を強化すると共に、困難事例に対しては市民後見や法人後見の検討と推進を図ります。

生活困窮者自立支援事業、また、障害者への就労支援体制を強化し、障害者の理解を深める啓発活動や研修会を行い職員のスキルアップを図ります。

あったか塾（子ども学習支援と子ども食堂）の啓発と体制強化を図ります。

あったかふれあいセンターの充実と関係機関（学校、認定こども園等）との連携を図ります。

(基本方針)

(2) 災害に強いまちをめざします

①住民総参加の防災のまちづくり

現 状

災害ボランティアセンター体制強化事業として、初期行動計画を策定し、策定時災害時迅速に地域住民の生活復旧、復興に着手できるよう体制を整えました。

あったかふれあいセンター拠点における避難訓練の実施や、個別訪問時、災害の備えとして、家具転倒防止器具設置事業や耐震診断補助金の紹介し、申請の促進を行っています。

課 題

あったかふれあいセンター拠点、サテライトでの定期的な避難訓練や、訪問事業を通じた防災への意識の向上に向けた取り組みの強化が必要です。

今後の取り組み

災害ボランティアセンターの活動を促進します。

地域での自主防災組織との連携を強化し、災害時要配慮者等の把握と体制整備への協力を行います。

災害への備えを啓発、強化を図ります。



高知県総合防災訓練に参加 炊き出し訓練をおこないました。

基本目標 3.笑顔で元気に暮らせるまちづくり

(基本方針)

(1) 健康で生きがいを持って笑顔で暮らせるまちを目指します。

①生きがいづくりの推進

②地域包括ケアシステムの構築

現 状

老人クラブでは名称に通称よさこいクラブと入れ、新規会員が加入しやすい環境を整えました。また、大会等に参加できる新スポーツ教室（吹き矢、わなげ、シャッフルボール、ダーツ）を月2回開催し、加入促進につなげています。各団体が子ども居場所づくり事業へボランティアとして協力し、団体としての活動も活発に行われてきました。

あったかふれあいセンターサテライトは現在11ヶ所となり、立町地区では自主運営で行っています。

ネットワーク会の開催（行政 包括支援センター、社協等）を月1回行い情報共有をして必要な支援を行っています。

課 題

11ヶ所のサテライトでは活発に活動を行っていますが、今後も続けていく上で、互いの見守りも含めた地域活動に発展していく為のサテライトづくりには、自治会を含めた地域住民のリーダーとの連携が必要です。

今後の取り組み

サテライト機能の充実を図り、地域住民のリーダーを育成し、自主活動を支援、強化していきます。

外出支援事業の充実と促進を図ります。

ネットワーク会の強化・充実を図ります。

生活支援コーディネーターの育成と連携を図ります。

③ 介護予防・健康づくり事業の充実

現 状

あったかふれあいセンターでは、百歳体操の促進に努め個別に年2回体力測定を行い、リハ専門職に体力評価・指導を受けています。

また、食生活改善推進協議会の協力によるサロン、サテライトでの低栄養予防と生涯骨太の料理勉強会を開催しました。

課 題

健康や介護について関心のある方が多く あったかふれあいセンターや、各種団体との連携による介護予防の研修会への参加促進や専門職による指導、講座開設の希望のがあります。

今後の取り組み

介護予防、健康づくり等の講座を開催します。

いきいき百歳体操の促進を行います。



ろうれいピックに参加
健康づくりにスポーツを
楽しんでいます

食生活改善推進委員が作った低栄養予防料理の試食会

第 1 期計画振り返り

資料編

1. 奈半利町地域福祉計画・活動計画策定委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく奈半利町地域福祉計画・活動計画（以下「計画」という。）の策定について、広く意見を求め、計画に反映させるため、奈半利町地域福祉計画・活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係者
- (2) 関係団体等の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

4 委員長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から平成34年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、事務局を住民福祉課に置く。
2 事務局は、住民福祉課、社会福祉協議会の職員をもって構成する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成30年2月19日訓令第2号)

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

2. 策定経過

策定委員会・事務局会

開催日	開催場所	内 容
平成29年 5月18日	奈半利町 保健福祉センター	第1回事務局会 今後の計画策定について(前計画の振り返りの実施方法等)
平成29年 6月22日	奈半利町 保健福祉センター	第2回事務局会 前計画の振り返り内容の確認
平成29年 6月28日	奈半利町 保健福祉センター	第3回事務局会 アンケート調査内容の検討
平成29年 7月4日	奈半利町 保健福祉センター	第4回事務局会 アンケート調査内容・スケジュールの検討
平成29年 7月11日	奈半利町 保健福祉センター	第5回事務局会 小中学校、子育て世代アンケート原案の決定
平成29年 7月24日	奈半利町 保健福祉センター	第6回事務局会 一般、高齢者アンケート原案決定、先行アンケート回収状況等
平成29年 8月28日	奈半利町 保健福祉センター	第7回事務局会 アンケート調査回収状況、集計
平成29年 10月3日	奈半利町 保健福祉センター	第8回事務局会 アンケート集計
平成29年 10月13日	奈半利町 保健福祉センター	第9回事務局会 アンケート集計の取りまとめ
平成29年 10月26日	奈半利町 保健福祉センター	第10回事務局会 第1期計画振り返り
平成29年 11月8日	奈半利町役場	第11回事務局会 第1回策定委員会に向けての準備
平成29年 12月6日	奈半利町民会館	第1回策定委員会 委員長及び副委員長の選任・第1期計画振り返り、第2期計画(案)の説明
平成29年 12月11日	奈半利町役場	第12回事務局会 第2回策定委員会に向けての準備
平成29年 12月21日	奈半利町 保健福祉センター	第13回事務局会 第2回策定委員会に向けての準備

開催日	開催場所	内 容
平成30年 1月15日	奈半利町 保健福祉センター	第14回事務局会
		第2回策定委員会に向けての準備
平成30年 1月25日	奈半利町 保健福祉センター	第2回策定委員会
		現地視察及び第1期計画成果と課題概要の説明
平成30年 3月8日	奈半利町役場	第3回策定委員会
		計画の承認

3. 奈半利町地域福祉計画・活動計画策定委員会名簿

奈半利町地域福祉計画・活動計画策定委員会 委員名簿

所 属	役職名等	氏 名	備 考
奈半利町社会福祉協議会	会長	中島 二男	委員長
奈半利町総務民生常任委員会	委員長	山中 茂	副委員長
奈半利町給食ボランティア連絡会	会長	能勢 多美子	
奈半利町婦人会	会長	安岡 祥子	
奈半利町民生児童委員協議会	会長	寺村 光敏	
奈半利町民生児童委員協議会	主任児童委員	高田 たか子	
奈半利町身体障害者連盟	会長	寺村 真吾	
奈半利町食生活改善推進協議会	副会長	中島 友子	
奈半利町老人クラブ連合会	会長	宮崎 恒吉	
奈半利町	副町長	高橋 勝	

奈半利町地域福祉計画・活動計画策定委員会 オブザーバー

所 属	役職名等	氏 名	備 考
高知県安芸福祉保健所	地域支援室長	中井 弘子	
高知県安芸福祉保健所	地域支援室チーフ	宇佐美 文香	
高知県安芸福祉保健所	地域支援室 技師	西岡 志織	
高知県社会福祉協議会	地域・生活支援課チーフ	渡邊 英孝	

奈半利町地域福祉計画・活動計画策定委員会 事務局

所 属	役職名等	氏 名	備 考
奈半利町	住民福祉課長	井上 明	
奈半利町	住民福祉課長補佐	坂本 久美	
奈半利町	住民福祉課主監	齊藤 正彦	
中芸広域連合	奈半利町駐在保健師	公文 由貴	
奈半利町社会福祉協議会	事務局長	瀬川 三枝	